

りそな・世界資産分散ファンド

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（目論見書）

平成18年12月5日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

りそな・世界資産分散ファンド

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（交付目論見書）

平成18年12月5日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「りそな・世界資産分散ファンド(愛称：ブンさん)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年12月4日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月5日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※ 政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、交付目論見書本文の「第一部 証券情報」「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行ない、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

※ 受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

くわしくは添付の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

目論見書の概要

りそな・世界資産分散ファンド (愛称:ブンさん)

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

ファンドの概要

目 的 お よ び 基 本 的 性 格	追加型株式投資信託／バランス型 海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	①ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②世界REITマザーファンドの受益証券 ③世界好配当株マザーファンドの受益証券
マザーファンドの 主 要 投 資 対 象	①海外の公社債等 ②海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。) ③海外の証券取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)
投 資 態 度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 ・ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ……信託財産の純資産総額の3分の1 ・世界REITマザーファンドの受益証券 ……信託財産の純資産総額の3分の1 ・世界好配当株マザーファンドの受益証券 ……信託財産の純資産総額の3分の1

投資態度 (つづき)	③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。 ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	①株式への直接投資は、行ないません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額 (1万口当り)	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の 申込手数料	販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1% (税抜 2.0%) です。 (注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 (注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。 (注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

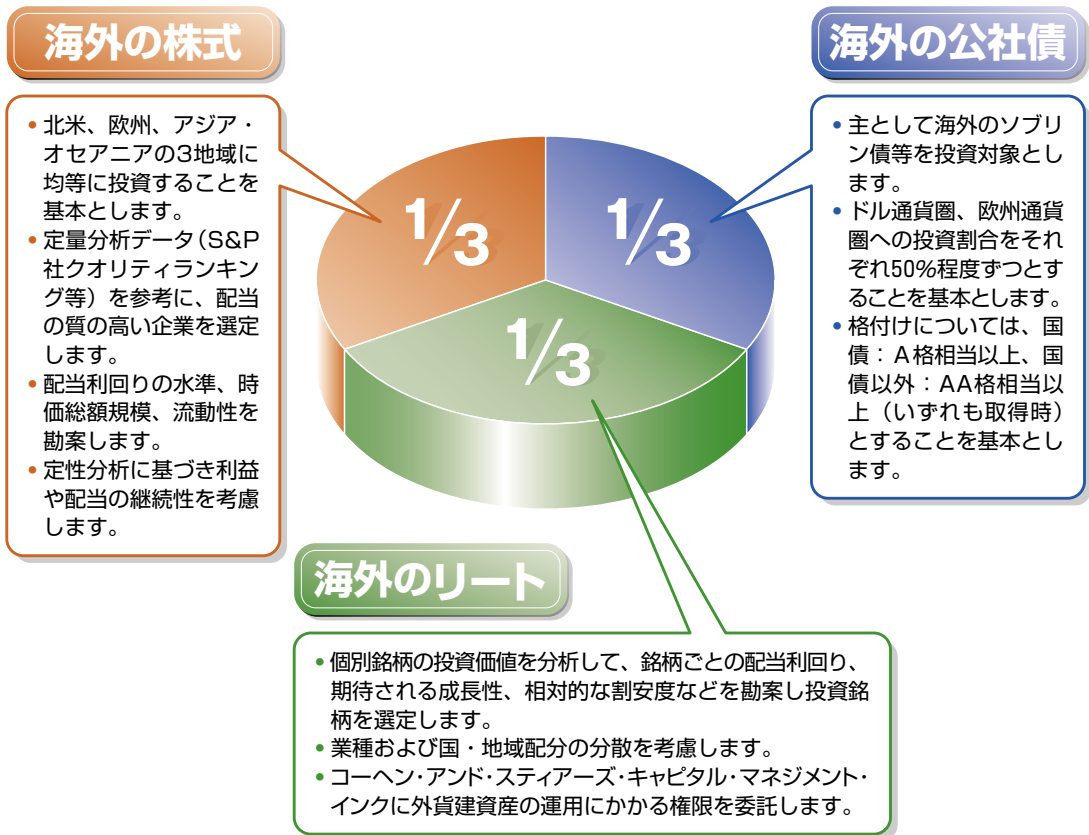
お 申 込 み の 受 付 中 止 日 ・ 受 付 時 間	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受付は行ないません。 ②委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。
決 算 日	毎月9日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。
信 託 期 間	無期限
信 託 報 酬 率	信託財産の純資産総額に対して年率1.365%(税抜 1.30%)

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

特色 1

マザーファンドを通じて、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式にそれぞれ3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



※あくまでイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。

(注1) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。

(注2) 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます(市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります)。

	マザーファンドの名称	標準組入比率
海外の公社債	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外のリート	世界REITマザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外の株式	世界好配当株マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1

■保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

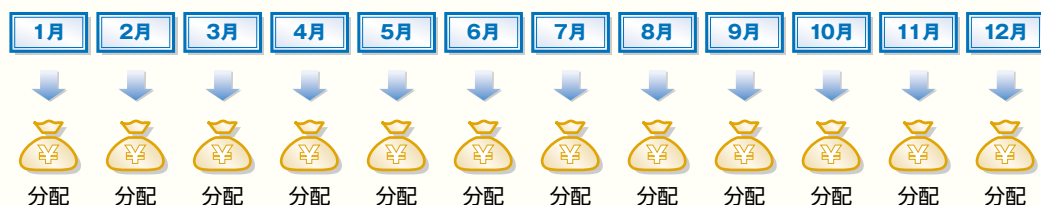
特色 2

毎月1回、9日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

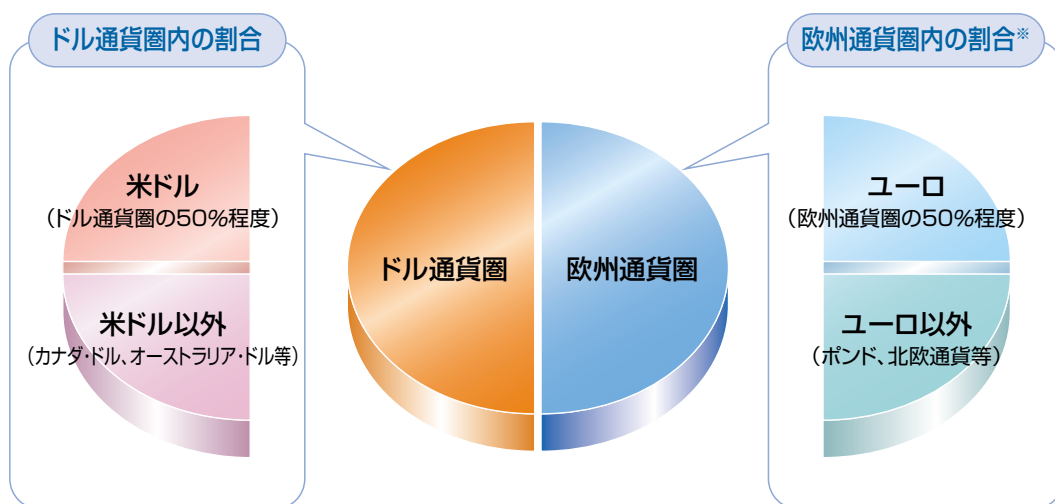
2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。)

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。

二．ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S & P社の場合	
高い	Aaa	AAA	※1 ※2
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA, AA- }	
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }	
	Baa	BBB	
	Ba	BB	国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
低い	C	C	
		D	

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

【リート(REIT)について】

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは株式等を発行して投資家から集めた資金により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

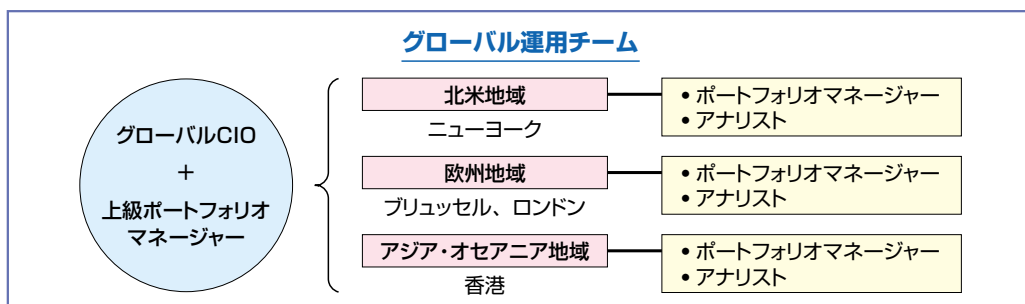
〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

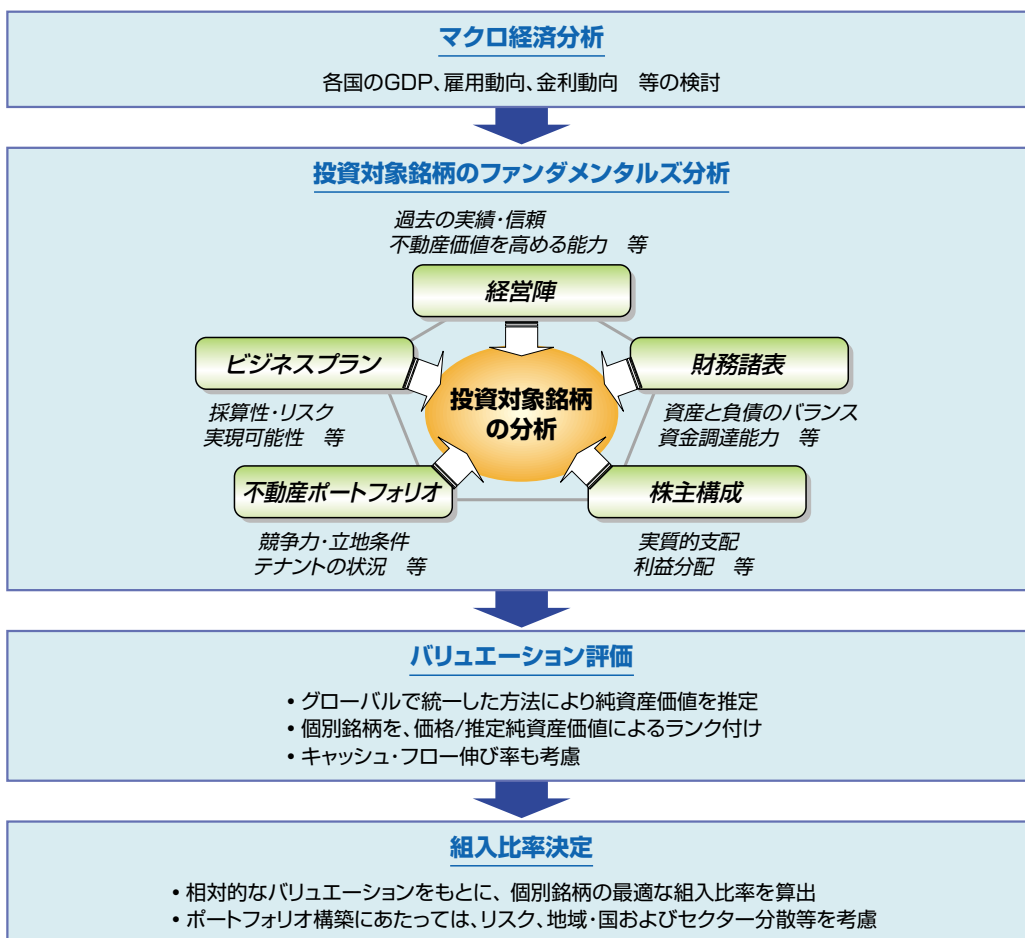
リサーチ・運用体制

- ワールドワイドなリサーチ体制
- グローバル運用チームによるチーム運用



ポートフォリオ構築プロセス

- マクロ経済分析(各国のGDP、雇用動向、金利動向等)に基づき、世界各地域のリー트의ファンダメンタルズ分析・評価を行ったうえでポートフォリオを構築します。



上記の運用体制・プロセスは2006年11月現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

「世界好配当株マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の証券取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。
 - ロ. 定量分析データ(S&P社クオリティランキング※等)を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
 - ハ. 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
 - ニ. 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。
- 3 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

※…スタンダード・プアーズ(S&P社)のクオリティランキング(QR/IQR)は、企業の投資適格性を評価するための投資指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、 「S&P」、 「S&P Quality Rankings」、 「S&P International Quality Ranking」 はザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズの登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Ranking及びS&P International Quality Rankingその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、S&P Quality Ranking及びS&P International Quality Rankingの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

〈価額変動リスク〉

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

リートは、株式と同様に証券取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

価額変動リスクなど

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 証券取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴なうリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

〈換金性が制限される場合〉

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

お買付けは

- 原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。
- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付けは行ないません。
- 委託会社の各営業日*の**午後3時**(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

- お買付単位は、最低単位を**1円単位**または**1口単位**として販売会社が定める単位とします。
(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- お買付価額(1万口当り)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。
(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。
(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

収益の分配は

- 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- 決算日は、**毎月9日**(休業日の場合翌営業日)です。
- 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。
 - ・「**分配金再投資コース**」をご利用の場合
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
 - ・「**分配金支払いコース**」をご利用の場合
収益分配金は、原則として決算日から起算して**5営業日目以降**にお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

収益分配金に対する税金は

【個人の受益者の場合】

普通分配金について、平成20年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

【法人の受益者の場合】

普通分配金について、平成20年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成20年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

- 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

ご換金は

- 原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。
- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日*の**午後3時**(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

- ご換金の単位は、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

- 1万口当りのお手取額は、次のとおりです。

【個人の受益者の場合】

・「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の10%。平成20年4月1日から20%。)を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

【法人の受益者の場合】

・「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税(個別元本超過額の7%。平成20年4月1日から15%。)を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

- 代金は、原則としてお申込受付日から起算して**5営業日目以降**にお支払いいたします。

信託期間は

- 信託期間は、無期限です。

ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。

償還金は

- 償還金は、原則として信託終了日から起算して**5営業日目以降**にお支払いいたします。
- 個人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。
上記に記載の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。
- 法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。
上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成20年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

受益証券は

- 受益証券は、原則として無記名式です。ご希望により記名式にすることもできます。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、受益証券は保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。くわしくは、冒頭の「投資信託振替制度への移行について（お知らせ）」および交付目論見書本文をご参照下さい。

信託報酬などは

- 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365% (税抜1.30%) の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注1) 信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

(注2) 「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。くわしくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

運用経過のお知らせは

- 毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「**運用報告書**」を作成いたします。保護預りをご利用の方には、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- **基準価額**は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

● 用語のご説明 ●

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個別元本	受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

有価証券届出書の内容
(交付目論見書本文)

提 出 先 関東財務局長 殿

提 出 日 平成 18 年 12 月 4 日提出

発 行 者 名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

継続申込期間（平成 18 年 12 月 5 日から平成 19 年 12 月 3 日まで）
1 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	13
3 投資リスク	23
4 手数料等及び税金	26
5 運用状況	28
6 手続等の概要	38
7 管理及び運営の概要	40
第2 財務ハイライト情報	
1 貸借対照表	44
2 損益及び剰余金計算書	45
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	47
第4 ファンドの詳細情報の項目	48

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益証券であり、原則として無記名式です。なお、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

1 兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

1 万口当り取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

(7) 申込期間

平成 18 年 12 月 5 日から平成 19 年 12 月 3 日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座に払込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払込みます。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、販売会社は振替受益権にかかる各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益証券の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益証券の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益証券の取得および換金の申込みの受付は、行ないません。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑥ 取得申込金額に利息は付きません。

⑦ 受益者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

⑧ <振替受益権について>

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記載されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

⑨ <既発行受益証券の振替受益権化について>

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) その他 ② 信託約款の変更」7. の手続きにより信託約款の変更を行ない、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（バランス型）であり、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

なお、「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

<信託金の限度額>

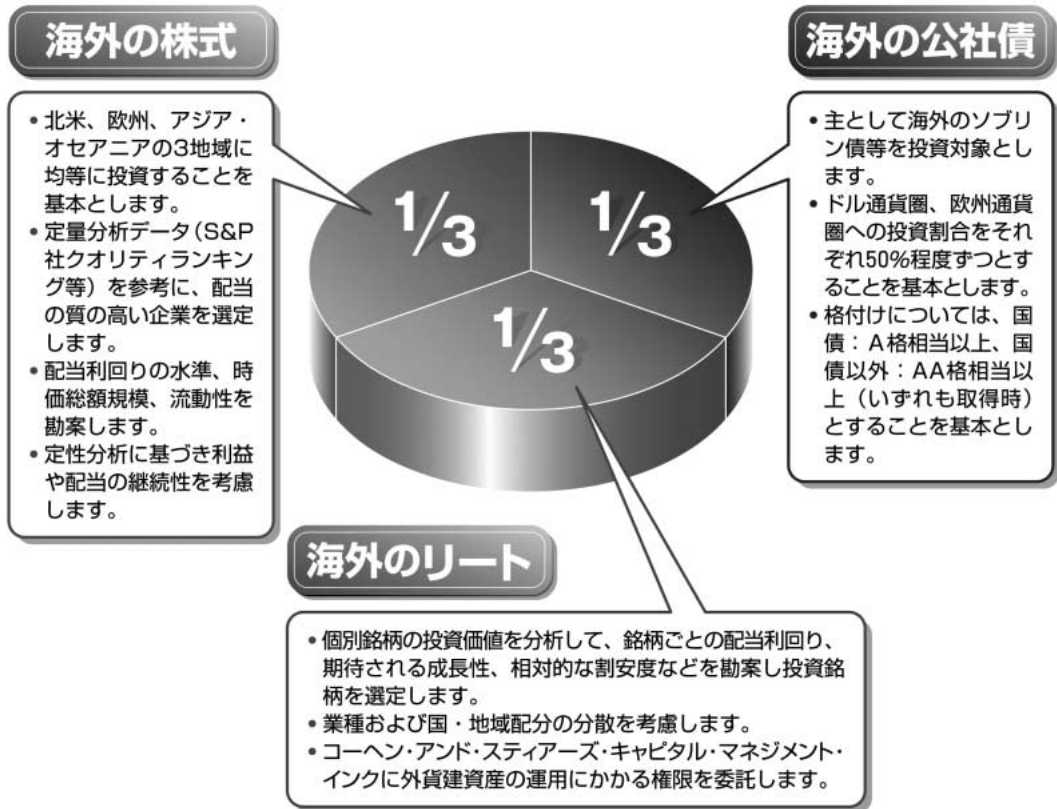
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、9,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

特色 1

マザーファンドを通じて、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式にそれぞれ3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



※あくまでイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。

(注1) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。

(注2) 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます(市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。)

	マザーファンドの名称	標準組入比率
海外の公社債	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外のリート	世界REITマザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外の株式	世界好配当株マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1

■保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

特 色 2

毎月1回、9日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ

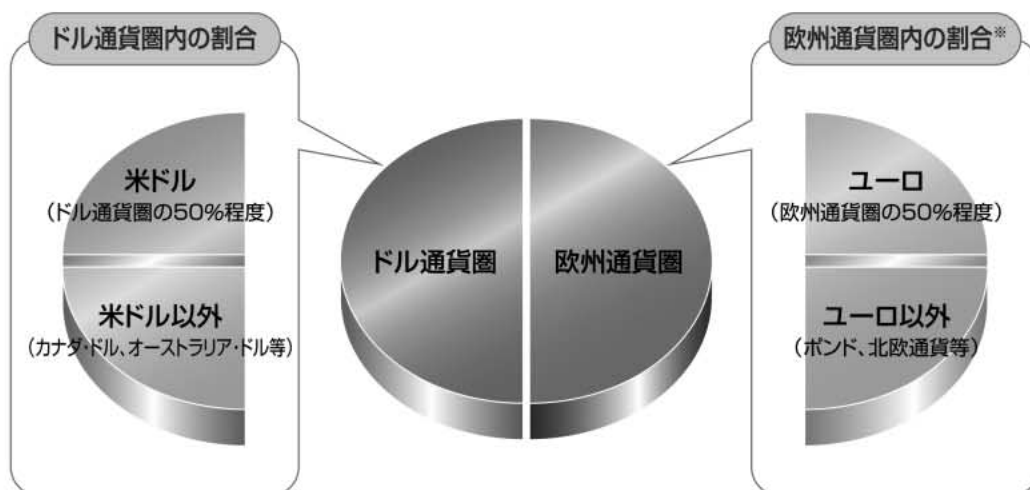


- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）。
 - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。

二、ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ、金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S & P社の場合	
高い	Aaa	AAA	} ※1
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3	AA { AA+ AA AA-	
	A { A1 A2 A3	A { A+ A A-	
	Baa	BBB	} ※2
	Ba	BB	
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
低い	C	C	
		D	

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

〔リート(REIT)について〕

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは株式等を発行して投資家から集めた資金により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

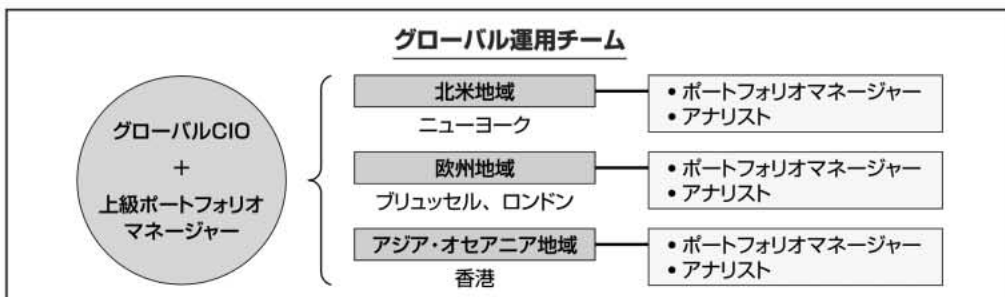
〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

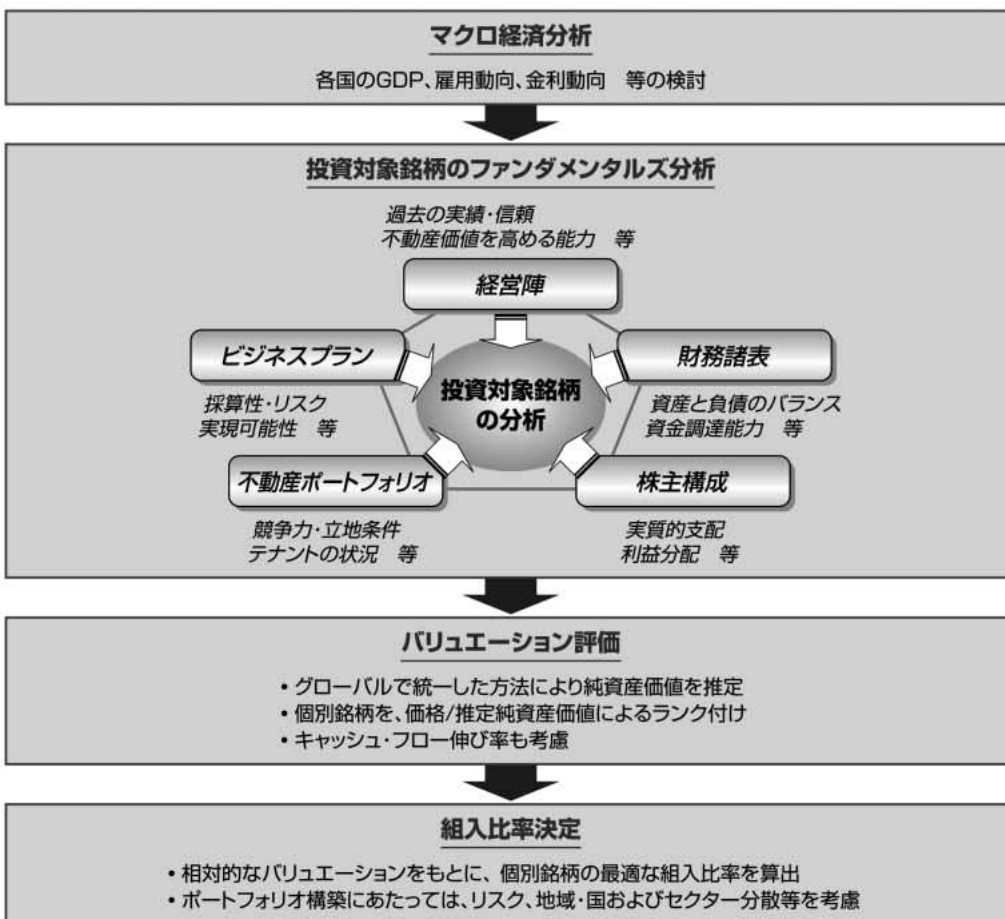
リサーチ・運用体制

- ワールドワイドなリサーチ体制
- グローバル運用チームによるチーム運用



ポートフォリオ構築プロセス

- マクロ経済分析(各国のGDP、雇用動向、金利動向等)に基づき、世界各地域のリー트의ファンダメンタルズ分析・評価を行ったうえでポートフォリオを構築します。



上記の運用体制・プロセスは2006年11月現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

「世界好配当株マザーファンド」の運用について

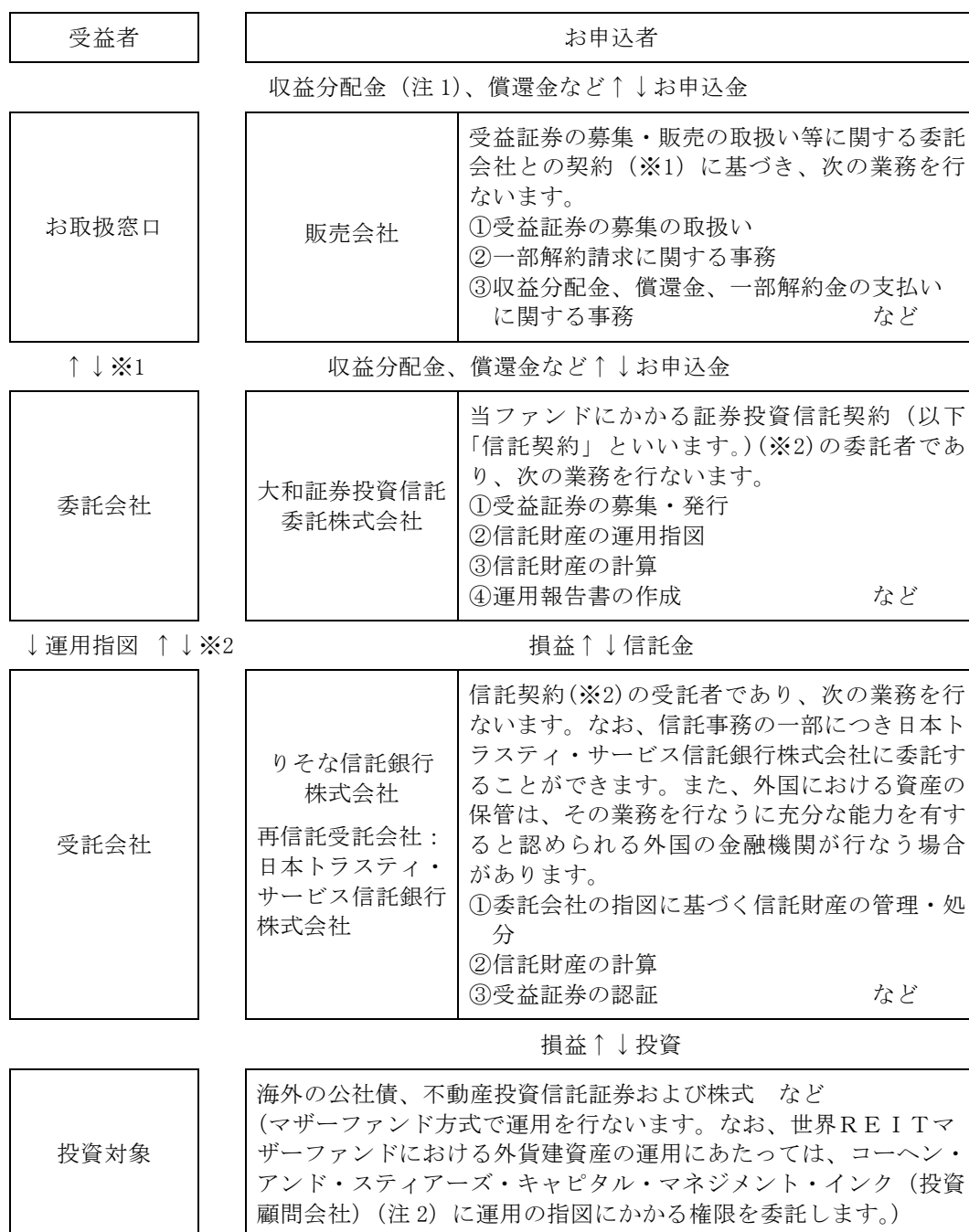
- 1 主として海外の証券取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。
 - ロ. 定量分析データ(S&P社クオリティランキング※等)を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
 - ハ. 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
 - ニ. 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。
- 3 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

※…スタンダード・プアーズ(S&P社)のクオリティランキング(QR/IQR)は、企業の投資適格性を評価するための投資指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、「S&P」、「S&P Quality Rankings」、「S&P International Quality Ranking」はザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Ranking及びS&P International Quality Rankingその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、S&P Quality Ranking及びS&P International Quality Rankingの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) ファンドの仕組み



（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益証券の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

- ※3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- ※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

[マザーファンド方式について]

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

< 委託会社の概況（平成 18 年 10 月末日現在） >

- ・資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年 4月 1日 営業開始
 - 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界REITマザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

…信託財産の純資産総額の 3 分の 1

世界REITマザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の 3 分の 1

世界好配当株マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の 3 分の 1

ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ない

ません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

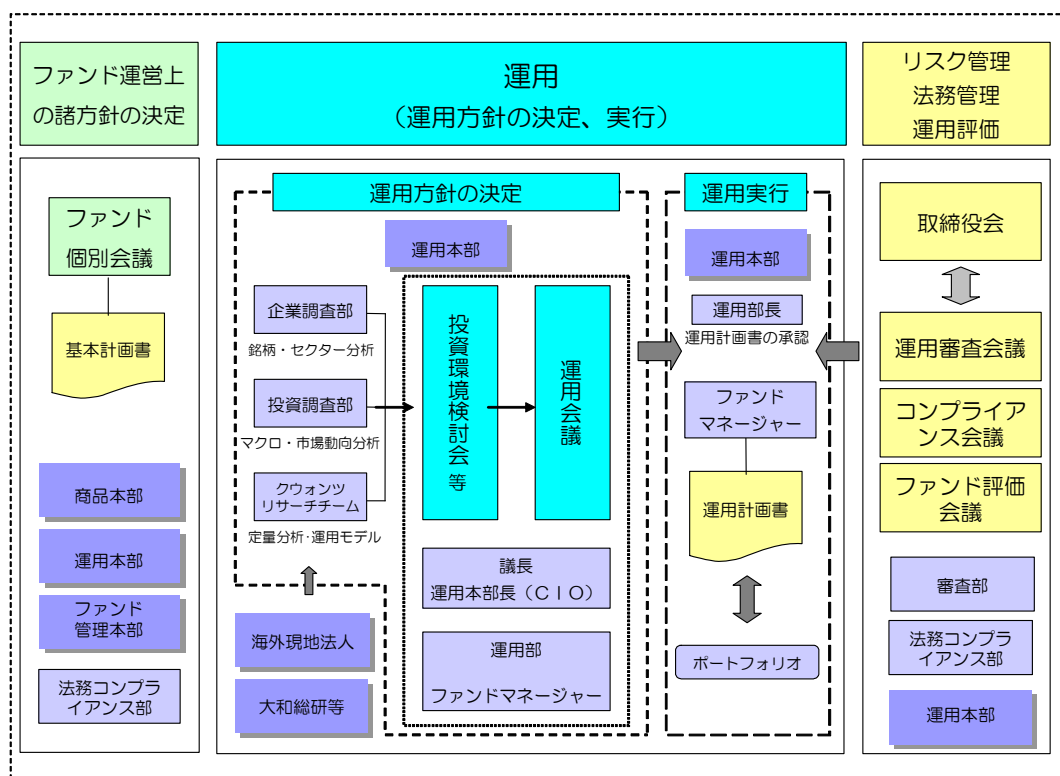
(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券に投資することを指図することができます。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用本部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（CIO）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

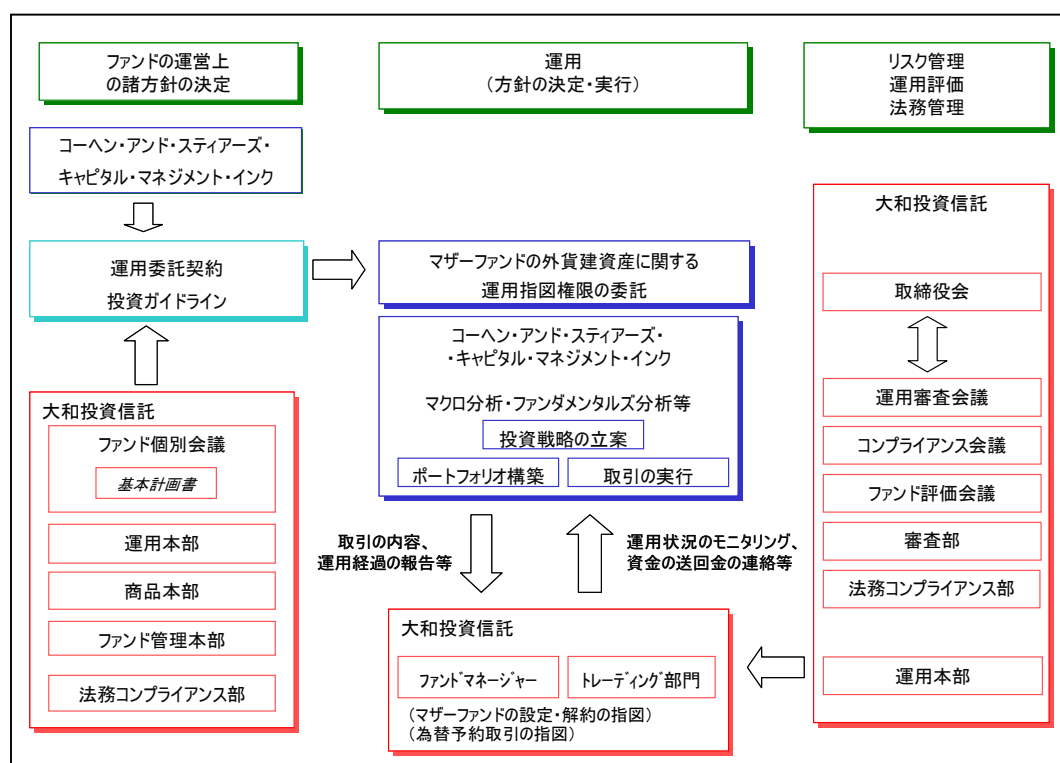
④ ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

※海外のリート部分にかかる運用体制について

(世界R E I Tマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界R E I Tマザーファンドでは、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・

マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理
(前④に同じ。)

(4) 分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約取引（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金の入金日までの間、もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。た

だし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ハ、収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ、借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞マザーファンドの概要

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ、主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ、投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

ア、米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2 通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の 50%程度ずつとすることを基本とします。（上記の投資割合は 10%の範囲内で変動することがあります。）

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

イ、ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を 50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

ロ、国債については、取得時において A 格相当以上（ムーディーズで A 3 以上または S & P で A- 以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時において AA 格相当以上（ムーディーズで A a 3 以上または S & P で AA- 以上）とすることを基本とします。

ハ、ポートフォリオの修正デュレーションは 5(年)程度から 10(年)程度の範囲を基本とします。

ニ、金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

ホ、外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。

ヘ、保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ヘ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ、有価証券

ロ、有価証券指数等先物取引にかかる権利

- ハ．有価証券オプション取引にかかる権利
- ニ．外国市場証券先物取引にかかる権利
- ホ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
- ヘ．約束手形
- ト．金融先物取引にかかる権利
- チ．金融デリバティブ取引にかかる権利
- リ．金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 7 号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前 1. から前 7. までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人に対する権利で前 14. の権利の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書、前 8. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券および前 8. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 9. の証券および前 10. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

2. 世界REITマザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として海外の証券取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーペン・アンド・ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ハ. 約束手形

ニ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

4. 外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

① 株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とし

ます。

- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017

- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3. 世界好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

- ① 主要投資対象

海外の証券取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ② 投資態度

イ. 主として海外の証券取引所上場株式および店頭登録株式を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

1. 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。

2. 定量分析データ（S & P社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。

3. 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。

4. 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

ハ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ヘ. 約束手形

ト. 金融先物取引にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利

リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1

項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人に対する権利で前18.の権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に証券取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ. リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リーートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・証券取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあ

ります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

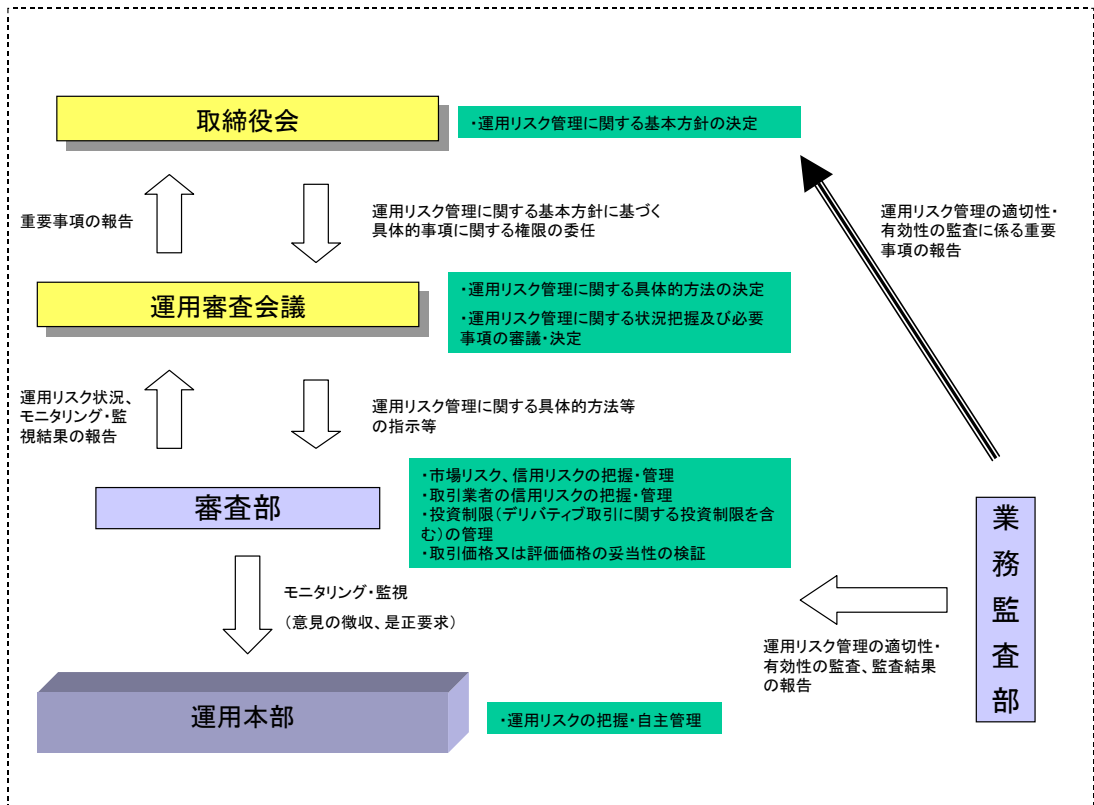
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.365%（税抜 1.30%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
200 億円未満	年 0.63% (税抜 0.6%)	年 0.6825% (税抜 0.65%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
200 億円以上 500 億円未満	年 0.5775% (税抜 0.55%)	年 0.735% (税抜 0.7%)	
500 億円以上 1,000 億円未満	年 0.5250% (税抜 0.5%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
1,000 億円以上	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.84% (税抜 0.8%)	

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「世界 R E I T マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 9 日および 9 月 9 日または信託終了のときに行なうものとします。

275 億円以内の部分…年 0.57%	275 億円超の部分…年 0.47%
---------------------	--------------------

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 7%（所得税 7%）、平成 20 年 4 月 1 日から 15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注 1> 個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況 (平成18年10月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	251,772,797,959	99.26
内 日本	251,772,797,959	99.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,868,070,294	0.74
純資産総額	253,640,868,253	100.00

(参考) 世界好配当株マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	80,062,355,560	95.61
内 オーストラリア	9,038,560,496	10.79
内 カナダ	501,421,800	0.60
内 スイス	246,542,325	0.29
内 ユーロ	15,899,039,200	18.99
内 英国	8,105,130,993	9.68
内 香港	8,406,371,450	10.04
内 韓国	3,695,160,280	4.41
内 ノルウェー	395,345,340	0.47
内 スウェーデン	2,075,946,840	2.48
内 シンガポール	2,605,636,320	3.11
内 台湾	3,012,071,640	3.60
内 米国	26,081,128,876	31.15
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,676,725,055	4.39
純資産総額	83,739,080,615	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	906,710,000	1.08
内 日本	906,710,000	1.08

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	90,949,370,909	95.69
内 オーストラリア	21,894,394,813	23.04
内 カナダ	4,937,619,443	5.20
内 ユーロ	14,344,643,193	15.09
内 香港	3,747,310,032	3.94
内 ニュージーランド	1,036,745,075	1.09
内 シンガポール	2,965,302,071	3.12
内 米国	42,023,356,282	44.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,095,681,950	4.31
純資産総額	95,045,052,859	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	3,257,536,658	3.43
内 日本	3,257,536,658	3.43

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (売建)	316,183,430	△0.33
内 日本	316,183,430	△0.33

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	91,098,471,511	95.39
内 オーストラリア	11,485,751,768	12.03
内 カナダ	11,223,699,170	11.75
内 デンマーク	917,805,716	0.96
内 ユーロ	22,473,938,705	23.53
内 英国	17,293,136,868	18.11
内 ノルウェー	472,248,014	0.49
内 スウェーデン	4,097,912,603	4.29
内 米国	23,133,978,667	24.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,398,028,951	4.61
純資産総額	95,496,500,462	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	976,783,700	1.02
内 日本	976,783,700	1.02

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成18年10月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数 □数 また、額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	78,617,985,544	1.06841 83,996,288,528	1.0709 84,192,000,719	— —	33.19%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	66,684,834,965	1.25316 83,567,426,157	1.2573 83,842,843,001	— —	33.06%
3	世界好配当マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	69,839,828,390	1.17993 82,406,576,980	1.1990 83,737,954,239	— —	33.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.26%
合計	99.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 世界好配当株マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数 口数 また、額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	BANK OF AMERICA CORP 米国	株式 銀行業	257,000	6,108 1,570,005,220	6,346 1,631,020,688	— —	1.95%
2	ENI SPA ユーロ	株式 石油・石炭製品	430,000	3,506 1,507,990,066	3,550 1,526,503,440	— —	1.82%
3	ALTRIA GROUP INC 米国	株式 食料品	140,000	9,766 1,367,358,211	9,616 1,346,252,600	— —	1.61%
4	CHINA MOBILE LTD 香港	株式 情報・通信業	1,400,000	792 1,109,858,694	943 1,321,570,600	— —	1.58%
5	NATIONAL AUSTRALIA BANK オーストラリア	株式 銀行業	374,000	3,313 1,239,311,956	3,460 1,294,256,770	— —	1.55%
6	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC 英国	株式 食料品	400,000	3,262 1,305,064,252	3,218 1,287,329,400	— —	1.54%
7	KONINKLIJKE KPN NV ユーロ	株式 情報・通信業	800,000	1,454 1,163,289,600	1,597 1,278,182,400	— —	1.53%
8	CHEVRON CORP 米国	株式 石油・石炭製品	160,000	7,563 1,210,230,006	7,814 1,250,256,480	— —	1.49%
9	AUSTRALIA & NZLAND BK オーストラリア	株式 銀行業	473,000	2,498 1,181,831,636	2,602 1,230,958,850	— —	1.47%
10	CITIGROUP INC 米国	株式 銀行業	204,000	5,746 1,172,321,072	5,899 1,203,421,296	— —	1.44%
11	AT&T INC 米国	株式 情報・通信業	290,000	3,735 1,083,316,244	3,992 1,157,791,360	— —	1.38%
12	SOUTHERN CO 米国	株式 電気・ガス業	260,000	4,032 1,048,445,471	4,263 1,108,404,440	— —	1.32%
13	BARCLAYS PLC 英国	株式 銀行業	650,000	1,491 969,224,014	1,576 1,024,876,125	— —	1.22%
14	RIO TINTO LTD オーストラリア	株式 鉱業	140,000	6,644 930,183,520	7,220 1,010,909,256	— —	1.21%
15	BANCO SANTANDER CENTRAL ユーロ	株式 銀行業	480,000	1,849 887,531,984	2,031 975,152,640	— —	1.16%
16	MORGAN STANLEY 米国	株式 その他金融業	107,000	7,984 854,379,380	9,013 964,440,862	— —	1.15%
17	DIAGEO PLC 英国	株式 食料品	410,000	2,101 861,529,429	2,170 889,914,533	— —	1.06%
18	AXA ユーロ	株式 保険業	200,000	4,307 861,484,766	4,437 887,427,200	— —	1.06%
19	DEUTSCHE BANK AG-REG ユーロ	株式 銀行業	60,000	13,383 803,009,783	14,720 883,238,400	— —	1.05%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数・口数 または純資産総額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	FORTIS ユーロ	株式 銀行業	180,000	4,459 802,723,680	4,884 879,199,200	— —	1.05%
21	BNP PARIBAS ユーロ	株式 銀行業	67,000	12,414 831,791,135	12,813 858,487,080	— —	1.03%
22	TOTAL SA ユーロ	株式 石油・石炭製品	107,000	7,706 824,610,793	7,981 853,984,120	— —	1.02%
23	ALLIED CAPITAL CORP 米国	株式 その他金融業	230,000	3,610 830,465,071	3,700 851,112,240	— —	1.02%
24	WOOLWORTHS オーストラリア	株式 小売業	447,000	1,882 841,530,964	1,864 833,526,264	— —	1.00%
25	PFIZER INC 米国	株式 医薬品	260,000	3,252 845,631,186	3,201 832,374,400	— —	0.99%
26	CHINA MERCHANTS HLDGS 香港	株式 コングロマリット	2,300,000	353 812,271,773	348 800,906,000	— —	0.96%
27	ABN AMRO HOLDINGS NV ユーロ	株式 銀行業	230,000	3,290 756,909,754	3,433 789,663,600	— —	0.94%
28	ENEL SPA ユーロ	株式 電力	700,000	1,067 747,282,324	1,120 784,352,800	— —	0.94%
29	PETROCHINA CO LTD 香港	株式 石油他	6,000,000	127 764,872,800	130 781,224,000	— —	0.93%
30	WACHOVIA CORP 米国	株式 銀行業	115,000	6,395 735,519,070	6,548 753,115,220	— —	0.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.61%
合計	95.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	1.62%
建設業	1.01%
食料品	6.42%
繊維製品	0.99%
化学	3.60%
医薬品	3.67%
石油・石炭製品	4.34%
ゴム製品	0.38%
鉄鋼	0.78%
機械	1.46%
電気機器	2.74%
輸送用機器	1.36%
その他製品	0.67%
電気・ガス業	8.40%
陸運業	0.43%
倉庫・運輸関連業	0.88%
情報・通信業	5.77%

業種	投資比率
卸売業	0.44%
小売業	3.26%
銀行業	23.75%
保険業	3.65%
その他金融業	2.78%
不動産業	2.48%
サービス業	3.35%
石油他	2.19%
建設資材	0.36%
コングロマリット	3.90%
電力	2.92%
その他製造	1.72%
新聞・出版	0.30%
合計	95.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2006年11月	買建	3,000,000	352,740,000	353,000,000	0.42%
		英ポンド買/円売 2006年11月	買建	500,000	111,815,000	111,795,000	0.13%
		ユーロ買/円売 2006年11月	買建	2,000,000	298,920,000	299,150,000	0.36%
		カナダドル買/円売 2006年11月	買建	500,000	52,440,000	52,265,000	0.06%
		オーストラリアドル買/円売 2006年11月	買建	1,000,000	90,270,000	90,500,000	0.11%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 世界REITマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数・口数 主な通貨 簿価総額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	2,760,000	1,674 4,622,970,064	1,680 4,639,439,664	— —	4.88%
2	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	660,000	5,610 3,702,610,787	5,631 3,717,083,700	— —	3.91%
3	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	436,000	5,923 2,582,670,105	6,439 2,807,564,012	— —	2.95%
4	ING INDUSTRIAL FUND オーストラリア	投資証券 —	10,900,797	207 2,261,180,687	214 2,338,574,142	— —	2.46%
5	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN オーストラリア	投資証券 —	10,436,154	213 2,224,401,216	220 2,305,020,811	— —	2.43%
6	UNIBAIL ユーロ	投資証券 —	91,843	22,818 2,095,726,775	25,013 2,297,279,980	— —	2.42%
7	MACQUARIE DDR TRUST オーストラリア	投資証券 —	19,950,000	108 2,174,409,422	110 2,212,195,650	— —	2.33%
8	GPT GROUP オーストラリア	投資証券 —	4,900,000	413 2,024,632,129	428 2,097,982,040	— —	2.21%
9	RODAMCO EUROPE NV ユーロ	投資証券 —	156,000	12,895 2,011,640,043	13,329 2,079,380,160	— —	2.19%
10	CORIO NV ユーロ	投資証券 —	233,000	7,780 1,812,787,495	8,377 1,951,980,800	— —	2.05%
11	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU オーストラリア	投資証券 —	10,400,356	175 1,826,567,138	180 1,873,466,048	— —	1.97%
12	COLONIAL PROPERTIES TRUST 米国	投資証券 —	310,038	5,718 1,772,983,292	5,943 1,842,819,366	— —	1.94%
13	BAIL INVESTISSEMENT FONCI ユーロ	投資証券 —	177,000	7,715 1,365,711,743	9,290 1,644,358,320	— —	1.73%
14	MACK-CALJ REALTY CORP 米国	投資証券 —	248,000	6,155 1,526,679,450	6,240 1,547,632,592	— —	1.63%
15	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 —	790,000	1,897 1,499,328,738	1,955 1,544,517,150	— —	1.63%
16	BRANDYWINE REALTY TRUST 米国	投資証券 —	353,000	3,883 1,370,933,507	3,964 1,399,340,008	— —	1.47%
17	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES 米国	投資証券 —	270,000	4,843 1,307,672,670	5,131 1,385,564,400	— —	1.46%
18	INLAND REAL ESTATE CORP 米国	投資証券 —	630,078	1,921 1,210,385,221	2,198 1,385,312,174	— —	1.46%
19	DUNDEE REAL ESTATE INVEST カナダ	投資証券 —	381,000	3,382 1,288,601,929	3,617 1,378,240,830	— —	1.45%
20	FORTUNE REAL ESTATE INVEST 香港	投資証券 —	15,875,000	90 1,436,724,489	86 1,369,980,750	— —	1.44%
21	ASCENDAS REAL ESTATE INV シンガポール	投資証券 —	7,990,400	156 1,250,426,050	164 1,311,481,931	— —	1.38%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数・口数 または金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	LINK REIT 香港	投資証券 —	5,346,840	242 1,298,106,294	241 1,290,361,452	— —	1.36%
23	BOARDWALK REAL ESTATE INV カナダ	投資証券 —	325,000	3,288 1,068,678,955	3,624 1,178,043,263	— —	1.24%
24	MIRVAC GROUP オーストラリア	投資証券 —	2,651,800	412 1,093,900,613	443 1,176,200,586	— —	1.24%
25	STRATEGIC HOTELS&RESORTS 米国	投資証券 —	470,020	2,422 1,138,739,817	2,496 1,173,365,918	— —	1.23%
26	STOCKLAND オーストラリア	投資証券 —	1,700,071	658 1,119,792,509	682 1,160,333,819	— —	1.22%
27	SPIRIT FINANCE CORP 米国	投資証券 —	840,009	1,328 1,116,289,993	1,377 1,156,767,994	— —	1.22%
28	VASTNED OFFICES/INDUSTRIA ユーロ	投資証券 —	262,000	3,918 1,026,735,280	4,380 1,147,635,456	— —	1.21%
29	DB RREEF TRUST オーストラリア	投資証券 —	7,600,000	145 1,103,760,040	150 1,145,440,080	— —	1.21%
30	ARCHSTONE-SMITH TRUST 米国	投資証券 —	155,000	6,365 986,697,238	7,062 1,094,610,000	— —	1.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	95.69%
合計	95.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2006年11月	売建	2,686,807	316,237,166	316,183,430	△0.33%
		米ドル買/円売 2006年11月	買建	25,000,000	2,940,136,000	2,941,700,000	3.10%
		シンガポール買/円売 2006年11月	買建	43,129	3,253,818	3,246,751	0.00%
		香港ドル買/円売 2006年11月	買建	3,315,841	50,198,659	50,168,676	0.05%
		ユーロ買/円売 2006年11月	買建	957,012	143,255,905	143,149,811	0.15%
		カナダドル買/円売 2006年11月	買建	634,554	66,560,026	66,329,929	0.07%
		オーストラリアドル買/円売 2006年11月	買建	584,989	52,968,758	52,941,491	0.06%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数・口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	9,335,040,000	130.44 12,176,874,662	129.75 12,112,867,853	8.000000 15/03/28	12.68%
2	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	8,109,530,000	137.26 11,131,546,355	138.34 11,218,967,088	9.000000 18/11/15	11.75%
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	10,111,084,000	103.06 10,420,755,907	102.68 10,382,971,049	6.000000 17/02/15	10.87%
4	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	6,866,055,000	136.27 9,356,681,786	135.71 9,317,923,241	8.750000 17/08/25	9.76%
5	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	4,683,840,000	161.49 7,564,037,871	161.86 7,581,684,970	9.000000 25/06/01	7.94%
6	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	5,026,560,000	142.49 7,162,740,288	142.82 7,179,033,523	7.500000 23/01/15	7.52%
7	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	4,830,840,000	137.34 6,635,117,365	137.46 6,640,472,664	8.000000 21/06/07	6.95%
8	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	3,213,210,000	133.43 4,287,475,158	133.84 4,300,656,660	8.125000 21/05/15	4.50%
9	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	3,070,716,000	120.00 3,684,964,955	119.95 3,683,538,792	6.750000 14/05/05	3.86%
10	SPANISH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,079,440,000	128.58 2,673,763,998	129.90 2,701,275,738	6.000000 29/01/31	2.83%
11	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	2,224,530,000	96.57 2,148,265,808	96.68 2,150,831,321	4.000000 12/11/15	2.25%
12	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	929,830,000	131.54 1,223,108,600	132.90 1,235,799,860	7.625000 25/02/15	1.29%
13	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,244,145,000	99.10 1,233,071,064	98.95 1,231,168,568	3.750000 11/09/01	1.29%
14	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,185,345,000	97.76 1,158,908,452	97.63 1,157,252,324	4.250000 11/03/07	1.21%
15	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,108,230,000	99.79 1,105,913,799	99.91 1,107,254,758	3.250000 06/12/01	1.16%
16	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	995,720,000	96.53 961,218,302	96.55 961,417,446	5.250000 19/03/15	1.01%
17	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	598,086,000	108.12 646,651,386	107.56 643,301,302	5.000000 13/11/15	0.67%
18	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	435,490,000	130.26 567,309,675	131.21 571,441,268	7.500000 24/11/15	0.60%
19	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	501,840,000	99.21 497,920,630	99.33 498,522,838	3.000000 07/06/01	0.52%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数・口数 または額面総額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	400,180,000	119.06 476,462,312	120.65 482,841,181	6.500000 26/11/15	0.51%
21	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	406,557,000	106.65 433,593,041	105.72 429,812,060	5.000000 15/05/15	0.45%
22	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	376,640,000	99.30 374,018,586	99.35 374,210,672	4.375000 08/01/31	0.39%
23	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	282,480,000	117.85 332,928,103	119.68 338,091,838	6.250000 30/05/15	0.35%
24	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	282,285,000	114.40 322,953,800	115.62 326,380,740	5.000000 37/06/01	0.34%
25	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	211,860,000	144.50 306,137,700	144.76 306,699,129	11.250000 15/02/15	0.32%
26	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	243,450,000	113.44 276,172,115	113.92 277,343,109	5.000000 20/12/01	0.29%
27	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	200,090,000	129.65 259,428,690	130.87 261,867,788	7.875000 21/02/15	0.27%
28	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	235,400,000	100.99 237,735,168	100.82 237,349,112	6.125000 07/08/15	0.25%
29	SPANISH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	209,440,000	113.60 237,938,501	113.01 236,700,710	6.150000 13/01/31	0.25%
30	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	235,400,000	99.19 233,505,030	99.27 233,688,642	4.375000 08/11/15	0.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	95.39%
合計	95.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2006年11月	買建	2,075,000	244,843,982	244,164,720	0.26%
		スウェーデンクローナ買/円売 2006年11月	買建	3,763,000	61,214,970	61,035,860	0.06%
		英ポンド買/円売 2006年11月	買建	821,000	183,472,128	183,579,420	0.19%
		ユーロ買/円売 2006年11月	買建	1,632,000	244,812,276	244,106,200	0.26%
		カナダドル買/円売 2006年11月	買建	1,162,000	122,405,958	121,457,910	0.13%
		オーストラリアドル買/円売 2006年11月	買建	1,353,000	122,410,478	122,439,590	0.13%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成17年11月18日)	29,455,311,324	—	1.0000	—
平成17年11月末日	34,455,585,069	—	1.0061	—
12月末日	62,575,065,076	—	1.0099	—
平成18年1月末日	74,582,152,693	—	1.0325	—
2月末日	87,970,011,348	—	1.0120	—
第1特定期間末 (平成18年3月9日)	94,075,690,564	94,997,886,432	1.0109	1.0208
3月末日	119,904,355,797	—	1.0188	—
4月末日	156,711,745,506	—	0.9975	—
5月末日	173,619,158,261	—	0.9634	—
6月末日	183,969,588,875	—	0.9804	—
7月末日	193,317,308,468	—	1.0072	—
8月末日	205,020,569,141	—	1.0494	—
第2特定期間末 (平成18年9月11日)	198,665,297,195	204,126,499,593	1.0106	1.0384
9月末日	217,716,944,358	—	1.0388	—
10月末日	253,640,868,253	—	1.0182	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0330
第2特定期間	0.0570

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	4.4
第2特定期間	5.6

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益証券の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己の有する受益証券について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

- ◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。

1. 証券会社、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2. 価格情報会社の提供する価額

- ・海外の証券取引所上場の不動産投資信託証券：当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

- ・外国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

- ・外国の店頭登録株式：当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎月10日から翌月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計

算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

④ 運用報告書

⑤ 公告

⑥ 関係法人との契約の更改

(6) 受益者の権利等

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

② 換金請求権

42

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、毎計算期間終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して 5 営業日目)からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。なお、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、分配金は税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

換金の請求を受益者がするときには、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、中央青山監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

なお、当ファンドの監査を担当しております中央青山監査法人は、平成18年9月1日付けで、法人名称をみすず監査法人に変更しております。

りそな・世界資産分散ファンド

1 貸借対照表

区 分	前 期 平成18年3月9日現在	当 期 平成18年9月11日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,801,371,821	8,426,970,462
親投資信託受益証券	90,295,602,471	192,232,694,918
未収入金	—	4,000,000,000
流動資産合計	95,096,974,292	204,659,665,380
資産合計	95,096,974,292	204,659,665,380
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	922,195,868	5,461,202,398
未払解約金	8,239,781	281,499,839
未払受託者報酬	3,432,762	9,573,976
未払委託者報酬	85,819,221	239,349,538
その他未払費用	1,596,096	2,742,434
流動負債合計	1,021,283,728	5,994,368,185
負債合計	1,021,283,728	5,994,368,185
純資産の部		
元本等		
元本	93,058,470,535	196,576,141,001
剰余金		
期末剰余金	1,017,220,029	2,089,156,194
（うち分配準備積立金）	(740,218,283)	(2,341,152,582)
剰余金合計	1,017,220,029	2,089,156,194
元本等合計	—	198,665,297,195
純資産合計	94,075,690,564	198,665,297,195
負債・純資産合計	95,096,974,292	204,659,665,380

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	当 期 自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	1, 206	667, 978
有価証券売買等損益	3, 135, 602, 471	11, 957, 092, 447
営業収益合計	3, 135, 603, 677	11, 957, 760, 425
営業費用		
受託者報酬	10, 042, 311	44, 796, 127
委託者報酬	251, 058, 476	1, 119, 904, 348
その他費用	1, 596, 096	11, 756, 430
営業費用合計	262, 696, 883	1, 176, 456, 905
営業利益	2, 872, 906, 794	—
営業利益金額	—	10, 781, 303, 520
経常利益	2, 872, 906, 794	—
経常利益金額	—	10, 781, 303, 520
当期純利益	2, 872, 906, 794	—
当期純利益金額	—	10, 781, 303, 520
一部解約に伴う当期純利益分配額	4, 263, 124	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	79, 666, 470
期首剰余金	—	1, 017, 220, 029
剰余金増加額	794, 323, 957	198, 779, 554
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）	(794, 323, 957)	(198, 779, 554)
剰余金減少額	1, 757, 613	6, 932, 106
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）	(1, 757, 613)	(6, 932, 106)
分配金	2, 643, 989, 985	9, 821, 548, 333
期末剰余金	1, 017, 220, 029	2, 089, 156, 194

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	当 期 自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	—————	計算期間末日の取り扱い 平成 18 年 9 月 9 日及びその翌日が 休日のため、当特定期間末日を平 成 18 年 9 月 11 日としており、こ のため、当特定期間は 186 日とな っております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換えの手続き等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行なうことができます。

名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換えの手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴しません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、喪失の場合の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

◆ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情が

あると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

◆ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

◆ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

◆ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

◆ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額（I－II）

IV 発行済数量

V 1単位当たり純資産額（III／IV）

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

(りそな・世界資産分散ファンド)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界REITマザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行いません。
- ② 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券	…	信託財産の純資産総額の3分の1
世界REITマザーファンドの受益証券	……………	信託財産の純資産総額の3分の1
世界好配当株マザーファンドの受益証券	……………	信託財産の純資産総額の3分の1
- ③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(りそな・世界資産分散ファンド)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、9,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

③ 第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。

③ 別に定める積立投資約款に従い取得申込者が結んだ積立投資契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）が保管する受益証券、および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 指定販売会社は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益証券の取得申込の受付を行いません。

④ 第1項および第2項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続に

よって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ハ．約束手形

ニ．金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第6号までに掲げる有価証券に投資することを指図することができます。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

2. 世界REITマザーファンドの受益証券

3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第25条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む

者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこ

れを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとします。ただし、第1計算期間は、平成17年11月18日から平成17年12月9日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に支払います。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払

います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条 受益者は、自己の有する受益証券につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交

付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、指定販売会社に当該申請の手続を委任することができます。
- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

平成17年11月18日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条第3項および第42条第2項の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）
オーストラリア証券取引所

信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含む「追加型証券投資信託（りそな・世界資産分散ファンド）」の受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行ないます。

下線部_____は変更部分を示します。

(平成19年1月4日から適用の約款の内容)	(平成18年12月29日まで適用の約款の内容)
(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> (削 除) (信託日時の異なる受益権の内容) 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。 ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従	(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> ③ <u>第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。</u> (信託日時の異なる受益権の内容) 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類) 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する<u>収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u> (新 設) (新 設)

い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。 （削 除） （削 除） <u>（受益権の設定にかかる受託者の通知）</u> 第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。 （削 除） <u>（受益権の申込単位および価額）</u> 第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。 ② 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。 ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。 ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 <u>（受益権の譲渡にかかる記載または記録）</u> 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口	（新 設） ② 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。 ③ 別に定める積立投資約款に従い取得申込者が結んだ積立投資契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）が保管する受益証券、および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。 <u>（受益証券の発行についての受託者の認証）</u> 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。 <u>（受益証券の申込単位および価額）</u> 第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。 ② 指定販売会社は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。 （新 設） ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益証券の取得申込の受付を行ないません。 ④ 第1項および第2項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 <u>（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）</u> 第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、また
--	---

<u>座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。</u> ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 <u>（受益権の譲渡の対抗要件）</u> 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 第15条 (削 除) 第16条 (削 除) 第17条 (削 除) 第18条 (削 除) <u>（投資の対象とする資産の種類）</u> 第19条 (略) <u>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</u> 第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。 ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行	は記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。 ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 <u>（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）</u> 第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 <u>（無記名式の受益証券の再交付）</u> 第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 <u>（記名式の受益証券の再交付）</u> 第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 <u>（受益証券を毀損した場合等の再交付）</u> 第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。 <u>（受益証券の再交付の費用）</u> 第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。 <u>（投資の対象とする資産の種類）</u> 第19条 (同 左) <u>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</u> 第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に支払います。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。 ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
---	---

なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、<u>償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u> ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権の価額</u>等に応じて計算されるものとします。 （削 除） （削 除） （収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責） 第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 （収益分配金および償還金の時効） 第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間の支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 （信託契約の一部解約） 第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる<u>受益権</u>については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。 ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。 （質権口記載または記録の受益権の取扱） 第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、	④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券の価額</u>等に応じて計算されるものとします。 ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。 ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、<u>そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 （収益分配金および償還金の時効） 第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間の支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 （信託契約の一部解約） 第42条 受益者は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる<u>受益証券</u>については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。 ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。 ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。 ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、<u>当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。</u> （新 設）
--	--

一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。 (信託契約の解約) 第43条 (略) (反対者の買取請求権) 第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 (公告) 第50条 (略) (信託約款に関する疑義の取扱い) 第51条 (略) (付 則) 第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。 第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	(信託契約の解約) 第43条 (同 左) (反対者の買取請求権) 第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 (公告) 第50条 (同 左) (信託約款に関する疑義の取扱い) 第51条 (同 左) (付 則) 第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。 第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 第3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 ② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。 ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、指定販売会社に当該申請の手続を委任することができます。 ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
--	--

	す。 ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。 ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。 ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
--	---

りそな・世界資産分散ファンド (愛称：ブンさん)

投資信託説明書(請求目論見書)

平成18年12月5日

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「りそな・世界資産分散ファンド(愛称:ブンさん)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年12月4日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月5日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成 17 年 11 月 18 日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益証券の取得申込みの受付を行ないません。

お買付価額（1 万円当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◆ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己の有する受益証券について、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1 万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の 10%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。）を差引いた額とします。

一部解約金にかかる収益調整金（※2）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（※1）個別元本とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）をいいます。受益者ごとの信託時

の受益証券の価額等とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
(※2) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- ◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 1. 証券会社、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、
 2. 価格情報会社の提供する価額
- ・ 海外の証券取引所上場の不動産投資信託証券：当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 外国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 外国の店頭登録株式：当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで

ご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎月10日から翌月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前 2. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前 2. の書面の交付を原則として行いません。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 3 月および 9 月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金および償還金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

③ 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届出するものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と

引換えに受益者にお支払いします。なお、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、分配金は税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、前特定期間（平成17年11月18日から平成18年3月9日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当特定期間（平成18年3月10日から平成18年9月11日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間（平成17年11月18日から平成18年3月9日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けており、当特定期間（平成18年3月10日から平成18年9月11日まで）の財務諸表について、みすず監査法人により監査を受けております。

なお、当ファンドの監査を担当しておりますみすず監査法人は、平成18年9月1日付けで、法人名称を中央青山監査法人からみすず監査法人に変更しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

田中俊之

指定社員 公認会計士
業務執行社員

伊藤志保

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・世界資産分散ファンドの平成17年11月18日から平成18年3月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・世界資産分散ファンドの平成18年3月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

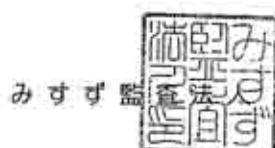
大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年10月17日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

田中俊之

指定社員 公認会計士
業務執行社員

伊藤志保

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・世界資産分散ファンドの平成18年3月10日から平成18年9月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・世界資産分散ファンドの平成18年9月11日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表
りそな・世界資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期 平成 18 年 3 月 9 日現在	当 期 平成 18 年 9 月 11 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,801,371,821	8,426,970,462
親投資信託受益証券		90,295,602,471	192,232,694,918
未収入金		—	4,000,000,000
流動資産合計		95,096,974,292	204,659,665,380
資産合計		95,096,974,292	204,659,665,380
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		922,195,868	5,461,202,398
未払解約金		8,239,781	281,499,839
未払受託者報酬		3,432,762	9,573,976
未払委託者報酬		85,819,221	239,349,538
その他未払費用		1,596,096	2,742,434
流動負債合計		1,021,283,728	5,994,368,185
負債合計		1,021,283,728	5,994,368,185
純資産の部			
元本等			
元本	※1	93,058,470,535	196,576,141,001
剰余金			
期末剰余金		1,017,220,029	2,089,156,194
(うち分配準備積立金)		(740,218,283)	(2,341,152,582)
剰余金合計		1,017,220,029	2,089,156,194
元本等合計		—	198,665,297,195
純資産合計		94,075,690,564	198,665,297,195
負債・純資産合計		95,096,974,292	204,659,665,380

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期 自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日 金 額 (円)	当 期 自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日 金 額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,206	667,978
有価証券売買等損益		3,135,602,471	11,957,092,447
営業収益合計		3,135,603,677	11,957,760,425
営業費用			
受託者報酬		10,042,311	44,796,127
委託者報酬	※1	251,058,476	1,119,904,348
その他費用		1,596,096	11,756,430
営業費用合計		262,696,883	1,176,456,905
営業利益		2,872,906,794	—
営業利益金額		—	10,781,303,520
経常利益		2,872,906,794	—
経常利益金額		—	10,781,303,520
当期純利益		2,872,906,794	—
当期純利益金額		—	10,781,303,520
一部解約に伴う当期純利益分配額		4,263,124	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	79,666,470
期首剰余金		—	1,017,220,029
剰余金増加額		794,323,957	198,779,554
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(794,323,957)	(198,779,554)
剰余金減少額		1,757,613	6,932,106
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,757,613)	(6,932,106)
分配金	※2	2,643,989,985	9,821,548,333
期末剰余金		1,017,220,029	2,089,156,194

(3) 注記表

前特定期間については、「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	当 期 自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	_____	計算期間末日の取り扱い 平成 18 年 9 月 9 日及びその翌日が 休日のため、当特定期間末日を平 成 18 年 9 月 11 日としており、こ のため、当特定期間は 186 日とな っております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 18 年 3 月 9 日現在	当 期 平成 18 年 9 月 11 日現在
1. ※1 期首元本額	29,455,311,324 円	93,058,470,535 円
期中追加設定元本額	63,846,296,834 円	108,337,280,749 円
期中解約元本額	243,137,623 円	4,819,610,283 円
2. 特定期間末日における受益権 の総数	_____	196,576,141,001 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成17年11月18日 至 平成18年3月9日	当 期 自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用		146,987,788 円
2. ※2 分配金の計算過程	(自平成17年11月18日 至平成17年12月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (61,811,823 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (706,501,510 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (140,909,463 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 909,222,796 円(1 万口当たり 217.78 円)ですが、分配を行っておりません。 (自平成17年12月10日 至平成18年1月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (171,485,406 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (498,968,429 円) 及び分配準備積立金 (768,106,376 円) より分配対象額は 1,438,560,211 円(1 万口当たり 223.69 円)ですが、分配を行っておりません。 (自平成18年1月11日 至平成18年2月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額	(自平成18年3月10日 至平成18年4月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (444,476,913 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (1,123,744,161 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,052,594,970 円) 及び分配準備積立金 (738,645,857 円) より分配対象額は 3,359,461,901 円(1 万口当たり 268.78 円)であり、うち 1,858,828,158 円 (1 万口当たり 148.72 円) を分配金額としております。 (自平成18年4月11日 至平成18年5月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (756,763,766 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (949,241,414 円) 及び分配準備積立金 (1,181,786,515 円) より分配対象額は 2,887,791,695 円(1 万口当たり 174.03 円)であり、うち 580,767,474 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。 (自平成18年5月10日 至平成18年6月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

	(219,334,929 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (868,793,320 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (767,026,636 円) 及び分配準備積立金 (937,583,143 円) より分配対象額は 2,792,738,028 円(1 万口当たり 370.44 円) であり、うち 1,721,794,117 円 (1 万口当たり 228.38 円) を分配金額としております。 (自平成18年2月10日 至平成18年3月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (288,437,462 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (554,429,413 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (904,082,780 円) 及び分配準備積立金 (451,780,821 円) より分配対象額は 2,198,730,476 円(1 万口当たり 236.27 円) であり、うち 922,195,868 円 (1 万口当たり 99.10 円) を分配金額としております。	(500,720,986 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,234,017,791 円) 及び分配準備積立金 (1,354,857,652 円) より分配対象額は 3,089,596,429 円(1 万口当たり 168.47 円) であり、うち 639,993,703 円 (1 万口当たり 34.9 円) を分配金額としております。 (自平成18年6月10日 至平成18年7月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (861,205,989 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,331,023,813 円) 及び分配準備積立金 (1,211,833,880 円) より分配対象額は 3,404,063,682 円(1 万口当たり 180.19 円) であり、うち 645,264,904 円 (1 万口当たり 34.16 円) を分配金額としております。 (自平成18年7月11日 至平成18年8月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (639,949,590 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (2,021,034,147 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,414,006,878 円) 及び分配準備積立金 (1,421,994,257 円) より分配対象額は 5,496,984,872 円 (1 万口当たり 284.06 円) であり、うち 635,491,696 円 (1 万口当たり 32.84 円) を分配金額としております。
--	---	---

		(自平成18年8月10日 至平成18年9月11日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(791,057,256円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,611,286,335円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,551,736,660円)及び分配準備積立金(3,400,011,389円)より分配対象額は9,354,091,640円(1万口当たり475.85円)であり、うち5,461,202,398円(1万口当たり277.82円)を分配金額としております。
--	--	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成18年3月9日現在		当 期 平成18年9月11日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	90,295,602,471	918,057,336	192,232,694,918	4,402,334,937
合 計	90,295,602,471	918,057,336	192,232,694,918	4,402,334,937

(1口当たり情報)

	前 期 平成18年3月9日現在	当 期 平成18年9月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0109円 (10,109円)	1.0106円 (10,106円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	世界好配当株マザーファンド	57,028,103,671	64,344,809,371	
	世界REITマザーファンド	54,318,976,391	63,754,182,590	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	61,301,570,405	64,133,702,957	
合計		172,648,650,467	192,232,694,918	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「世界好配当株マザーファンド」受益証券、「世界REITマザーファンド」受益証券及び「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「世界好配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		247,250,635	716,735,438
コール・ローン		387,660,390	983,855,578
株式		29,247,365,892	62,404,195,748
未収入金		259,272,320	—
未収配当金		121,256,299	242,312,820
流動資産合計		30,262,805,536	64,347,099,584
資産合計		30,262,805,536	64,347,099,584
負債の部			
流動負債			
未払金		254,491,867	—
流動負債合計		254,491,867	—
負債合計		254,491,867	—
純資産の部			
元本等			
元本	※1	28,507,462,308	57,028,103,671
剰余金			
期末剰余金		1,500,851,361	7,318,995,913
剰余金合計		1,500,851,361	7,318,995,913
元本等合計		—	64,347,099,584
純資産合計		30,008,313,669	64,347,099,584
負債・純資産合計		30,262,805,536	64,347,099,584

注記表

平成 17 年 11 月 18 日から平成 18 年 3 月 9 日までのについては「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当

	の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
--	---	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,800,000,000 円	28,507,462,308 円
同期中における追加設定元本額	19,276,620,464 円	32,075,280,096 円
同期中における解約元本額	569,158,156 円	3,554,638,733 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	28,507,462,308 円	57,028,103,671 円
計	28,507,462,308 円	57,028,103,671 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	—————	57,028,103,671 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 18 年 3 月 9 日現在		平成 18 年 9 月 11 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	29,247,365,892	856,535,132	62,404,195,748	1,086,569,561
合 計	29,247,365,892	856,535,132	62,404,195,748	1,086,569,561

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 17 年 11 月 18 日から平成 18 年 3 月 9 日まで、及び平成 18 年 3 月 10 日から平成 18 年 9 月 11 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引状況に関する事項

区 分	自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
本報告書における開示対象ファンドにおける当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0526 円 (10, 526 円)	1. 1283 円 (11, 283 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル		株	米ドル	米ドル	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	58,000	66.420	3,852,360.000	
	ATMOS ENERGY CORP	40,000	28.100	1,124,000.000	
	CITIGROUP INC	194,000	48.720	9,451,680.000	
	MORGAN STANLEY	95,000	66.690	6,335,550.000	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	26,000	77.710	2,020,460.000	
	ALLTEL CORP	42,000	55.240	2,320,080.000	
	FPL GROUP INC	48,000	44.250	2,124,000.000	
	WACHOVIA CORP	115,000	54.340	6,249,100.000	
	US BANCORP	150,000	32.190	4,828,500.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	115,000	34.010	3,911,150.000	
	FIRST HORIZON NATIONAL CO	95,000	38.100	3,619,500.000	
	FIRSTENERGY CORP	79,000	55.780	4,406,620.000	
	GENUINE PARTS CO	69,000	41.130	2,837,970.000	
	LEGGETT & PLATT INC	100,000	23.640	2,364,000.000	
	LIMITED BRANDS	100,000	25.800	2,580,000.000	
	ELI LILLY & CO	62,000	55.260	3,426,120.000	
	MCDONALD'S CORP	90,000	37.500	3,375,000.000	
	3M CO	65,000	71.510	4,648,150.000	
	MERCK & CO INC	130,000	41.060	5,337,800.000	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	82,000	32.990	2,705,180.000	
	ALTRIA GROUP INC	130,000	82.970	10,786,100.000	
	PFIZER INC	220,000	27.590	6,069,800.000	
	ALLIED CAPITAL CORP	190,000	30.600	5,814,000.000	
	PROCTER & GAMBLE CO	70,000	61.140	4,279,800.000	
	ROHM AND HAAS CO	30,000	44.740	1,342,200.000	
	REGIONS FINANCIAL CORP	100,000	36.150	3,615,000.000	
	CHEVRON CORP	150,000	64.220	9,633,000.000	
	STANLEY WORKS/THE	79,000	47.090	3,720,110.000	
	SOUTHERN CO	220,000	34.050	7,491,000.000	
	AT&T INC	220,000	31.350	6,897,000.000	
	SONOCO PRODUCTS CO	74,000	33.160	2,453,840.000	
	MARATHON OIL CORP	87,000	77.250	6,720,750.000	
	AMEREN CORPORATION	28,000	52.170	1,460,760.000	
	WELLS FARGO & CO	80,000	34.980	2,798,400.000	
	WASHINGTON MUTUAL INC	34,000	41.940	1,425,960.000	
	NATIONAL FUEL GAS CO	68,000	37.320	2,537,760.000	
	TEXTRON INC	43,000	82.800	3,560,400.000	
	BANK OF AMERICA CORP	220,000	51.660	11,365,200.000	
	INDYMAC BANCORP INC	30,000	37.610	1,128,300.000	

	SUNTRUST BANKS INC	10,000	75.750	757,500.000	
	ENERGY CORP	31,000	78.110	2,421,410.000	
	VULCAN MATERIALS CO	15,000	77.740	1,166,100.000	
	VF CORP	30,000	71.420	2,142,600.000	
米ドル	小計	株 3,914,000		米ドル 177,104,210.000 (20,689,313,812)	
カナダドル	TECK COMINCO LIMITED-CL B	株 30,000	カナダドル 75.100	カナダドル 2,253,000.000	
カナダドル	小計	株 30,000		カナダドル 2,253,000.000 (234,649,950)	
豪ドル	CSR LIMITED	株 1,000,000	豪ドル 3.000	豪ドル 3,000,000.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	300,000	36.260	10,878,000.000	
	WESTPAC BANKING	200,000	23.310	4,662,000.000	
	AUSTRALIA & NZLAND BK	360,000	27.400	9,864,000.000	
	RIO TINTO LTD	140,000	73.400	10,276,000.000	
	COLES MYER	340,000	13.700	4,658,000.000	
	AUSTRALIAN GAS LIGHT	400,000	20.850	8,340,000.000	
	QBE INSURANCE	140,000	23.750	3,325,000.000	
	ST GEORGE BANK LIMITED	210,000	29.900	6,279,000.000	
	WOOLWORTHS	420,000	20.800	8,736,000.000	
	TABCORP HOLDINGS	180,000	15.280	2,750,400.000	
	WESFARMERS LIMITED	120,000	33.410	4,009,200.000	
豪ドル	小計	株 3,810,000		豪ドル 76,777,600.000 (6,750,286,592)	
香港ドル	HONGKONG ELECTRIC	株 240,000	香港ドル 37.400	香港ドル 8,976,000.000	
	HOPEWELL HOLDINGS	1,400,000	23.050	32,270,000.000	
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	350,000	79.800	27,930,000.000	
	CHINA MERCHANTS HLDGS	2,200,000	23.350	51,370,000.000	
	CLP HOLDINGS LIMITED	850,000	49.500	42,075,000.000	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD -H	3,000,000	4.580	13,740,000.000	
	HK & CHINA GAS	1,500,000	18.300	27,450,000.000	
	HANG SENG BANK	280,000	97.550	27,314,000.000	
	WING HANG BANK LIMITED	400,000	75.000	30,000,000.000	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG	1,100,000	15.580	17,138,000.000	
	PETROCHINA CO LTD	6,000,000	8.420	50,520,000.000	
	CNOOC LTD	4,000,000	6.500	26,000,000.000	
	HUANENG POWER INTL INC-H	4,000,000	5.150	20,600,000.000	
	CHINA MOBILE LTD	1,200,000	51.800	62,160,000.000	
	COSCO PACIFIC	2,300,000	16.400	37,720,000.000	

香港ドル	小計	株 28,820,000		香港ドル 475,263,000.000 (7,138,450,260)	
シンガポール ドル		株	シンガポール ドル	シンガポールドル	
	UNITED OVERSEAS BANK	290,000	15.800	4,582,000.000	
	KEPPEL LAND LIMITED	1,400,000	4.580	6,412,000.000	
	FRASER & NEAVE LTD	1,100,000	4.060	4,466,000.000	
	KEPPEL CORP	400,000	15.200	6,080,000.000	
	O. C. B. C.	500,000	6.500	3,250,000.000	
シンガポール ドル	小計	株 3,690,000		シンガポールドル 24,790,000.000 (1,841,649,100)	
台湾ドル		株	台湾ドル	台湾ドル	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	2,369,000	47.700	113,001,300.000	
	CHINA STEEL CORP	1,656,000	27.500	45,540,000.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	1,725,000	93.100	160,597,500.000	
	POU CHEN	2,624,935	24.800	65,098,388.000	
	COMPAL ELECTRONICS	1,029,383	29.650	30,521,205.950	
	HON HAI PRECISION INDUS	840,000	196.500	165,060,000.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE COR	1,400,000	69.100	96,740,000.000	
	ASUSTEK COMPUTER INC	440,000	75.000	33,000,000.000	
	FAR EASTERN TEXTILE	2,046,000	23.550	48,183,300.000	
台湾ドル	小計	株 14,130,318		台湾ドル 757,741,693.950 (2,689,983,014)	
英ポンド		株	英ポンド	英ポンド	
	BARCLAYS PLC	570,000	6.585	3,753,450.000	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GR	130,000	17.870	2,323,100.000	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	160,000	14.690	2,350,400.000	
	DIAGEO PLC	320,000	9.330	2,985,600.000	
	LADBROKES PLC	231,764	3.807	882,325.540	
	VODAFONE GROUP PLC	1,337,500	1.135	1,518,062.500	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	110,000	9.670	1,063,700.000	
	GUS PLC	125,000	9.730	1,216,250.000	
	CENTRICA PLC	570,000	3.117	1,776,690.000	
	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC	350,000	14.600	5,110,000.000	
	HSBC HOLDINGS PLC USD 0.5	300,000	9.545	2,863,500.000	
	PERSIMMON PLC	72,000	12.370	890,640.000	
	GREENE KING PLC	300,000	8.320	2,496,000.000	
英ポンド	小計	株 4,576,264		英ポンド 29,229,718.040 (6,369,155,561)	

ノルウェー クローネ	DNB NOR ASA	株 300,000	ノルウェー クローネ 80.500	ノルウェー クローネ 24,150,000.000	
ノルウェー クローネ	小計	株 300,000		ノルウェー クローネ 24,150,000.000 (433,009,500)	
スウェーデン クローナ	S. K. F. AB-B SHS	株 280,000	スウェーデン クローナ 104.000	スウェーデン クローナ 29,120,000.000	
	SCANIA AB-B SHS	70,000	361.000	25,270,000.000	
	HENNES & MAURITZ AB-B	64,000	285.500	18,272,000.000	
	ASSA ABLOY AB-B	130,000	125.000	16,250,000.000	
	AXFOOD AB	88,000	222.000	19,536,000.000	
	FABEGE AB	70,000	151.500	10,605,000.000	
スウェーデン クローナ	小計	株 702,000		スウェーデン クローナ 119,053,000.000 (1,889,371,110)	
韓国ウォン	HANKOOK TIRE CO LTD	株 130,000	韓国ウォン 12,850.000	韓国ウォン 1,670,500,000.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	12,000	139,000.000	1,668,000,000.000	
	SHINSEGAE CO LTD	2,000	474,000.000	948,000,000.000	
	POSCO	13,000	240,000.000	3,120,000,000.000	
	S-OIL CORPORATION	43,000	64,900.000	2,790,700,000.000	
	KT CORP	55,000	42,000.000	2,310,000,000.000	
	KT&G CORP	32,000	55,900.000	1,788,800,000.000	
	KOREA GAS CORPORATION	45,000	37,700.000	1,696,500,000.000	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	70,000	37,450.000	2,621,500,000.000	
	SK TELECOM CO LTD	4,000	197,000.000	788,000,000.000	
韓国ウォン	小計	株 406,000		韓国ウォン 19,402,000,000.000 (2,382,565,600)	
ユーロ	DEUTSCHE BANK AG-REG	55,000	ユーロ 88.600	ユーロ 4,873,000.000	
	E. ON AG	43,000	99.200	4,265,600.000	
	BASF AG	46,000	63.580	2,924,680.000	
	R. W. E. AG	40,000	70.670	2,826,800.000	
	HUGO BOSS-PFD	32,000	32.380	1,036,160.000	
	AKZO NOBEL	45,000	45.640	2,053,800.000	
	ABN AMRO HOLDINGS NV	160,000	21.520	3,443,200.000	
	KONINKLIJKE KPN NV	800,000	9.720	7,776,000.000	
	KONINKLIJKE BAM GROEP NV	70,000	14.110	987,700.000	
	TOTAL SA	100,000	51.000	5,100,000.000	
	PPR	5,000	109.200	546,000.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	19,000	84.650	1,608,350.000	
	BNP PARIBAS	60,000	82.450	4,947,000.000	

	SOCIETE GENERALE-A	37,000	121.900	4,510,300.000	
	AXA	170,000	28.480	4,841,600.000	
	M6-METROPOLE TELEVISION	120,000	23.960	2,875,200.000	
	CNP ASSURANCES	44,000	79.400	3,493,600.000	
	FORTIS	180,000	29.810	5,365,800.000	
	ENI SPA	300,000	23.310	6,993,000.000	
	ARNOLDO MONDADORI EDITORE	220,000	7.520	1,654,400.000	
	ENEL SPA	520,000	7.090	3,686,800.000	
	BANCO SANTANDER CENTRAL	240,000	11.970	2,872,800.000	
	AMER SPORTS OYJ	140,000	16.920	2,368,800.000	
ユーロ		株 3,446,000		ユーロ 81,050,590.000 (11,985,761,249)	
合計		株 63,824,582		62,404,195,748 [62,404,195,748]	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 43 銘柄	100%	—%	33.2%
カナダドル	株式 1 銘柄	100%	—%	0.4%
豪ドル	株式 12 銘柄	100%	—%	10.8%
香港ドル	株式 15 銘柄	100%	—%	11.4%
シンガポールドル	株式 5 銘柄	100%	—%	3.0%
台湾ドル	株式 9 銘柄	100%	—%	4.3%
英ポンド	株式 13 銘柄	100%	—%	10.2%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	100%	—%	0.7%
スウェーデンクローナ	株式 6 銘柄	100%	—%	3.0%
韓国ウォン	株式 10 銘柄	100%	—%	3.8%
ユーロ	株式 23 銘柄	100%	—%	19.2%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,260,619,480	5,111,220,327
コール・ローン		138,836,808	376,915,513
投資証券		29,633,875,042	61,689,570,998
派生商品評価勘定		128,574	1,131
未収入金		269,124,832	545,361,237
未収配当金		54,640,542	58,417,464
流動資産合計		31,357,225,278	67,781,486,670
資産合計		31,357,225,278	67,781,486,670
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		15,443	12,259,343
未払金		1,012,825,198	15,530,317
未払解約金		—	4,000,000,000
流動負債合計		1,012,840,641	4,027,789,660
負債合計		1,012,840,641	4,027,789,660
純資産の部			
元本等			
元本	※1	27,775,779,218	54,318,976,391
剰余金			
期末剰余金		2,568,605,419	9,434,720,619
剰余金合計		2,568,605,419	9,434,720,619
元本等合計		—	63,753,697,010
純資産合計		30,344,384,637	63,753,697,010
負債・純資産合計		31,357,225,278	67,781,486,670

注記表

平成17年11月18日から平成18年3月9日までについては「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成17年11月18日 至 平成18年3月9日	自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当

	の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
--	--	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,800,000,000 円	27,775,779,218 円
同期中における追加設定元本額	18,671,369,725 円	30,277,942,704 円
同期中における解約元本額	695,590,507 円	3,734,745,531 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	27,775,779,218 円	54,318,976,391 円
計	27,775,779,218 円	54,318,976,391 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	—————	54,318,976,391 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 18 年 3 月 9 日現在		平成 18 年 9 月 11 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	29,633,875,042	1,902,891,202	61,689,570,998	2,450,270,592
合 計	29,633,875,042	1,902,891,202	61,689,570,998	2,450,270,592

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 17 年 11 月 18 日から平成 18 年 3 月 9 日まで、及び平成 18 年 3 月 10 日から平成 18 年 9 月 11 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引状況に関する事項

区 分	自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成 18 年 3 月 9 日現在				平成 18 年 9 月 11 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	105,460,133	—	105,442,382	17,751	4,082,357,972	—	4,094,606,841	△12,248,869
米ドル	99,764,654	—	99,747,713	16,941	4,082,357,972	—	4,094,606,841	△12,248,869
ユーロ	5,695,479	—	5,694,669	810	—	—	—	—
買 建	105,460,133	—	105,555,513	95,380	6,607,972	—	6,598,629	△9,343
米ドル	5,695,479	—	5,680,036	△15,443	—	—	—	—
豪ドル	48,581,261	—	48,651,911	70,650	—	—	—	—
シンガポール ドル	20,762,810	—	20,771,579	8,769	—	—	—	—
ニュージー ランドドル	30,420,583	—	30,451,987	31,404	—	—	—	—
ユーロ	—	—	—	—	6,607,972	—	6,598,629	△9,343
合 計	210,920,266	—	210,997,895	113,131	4,088,965,944	—	4,101,205,470	△12,258,212

(注) 1. 時価の算出方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0925 円 (10, 925 円)	1. 1737 円 (11, 737 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		EQUITY OFFICE PROPERTIES	80,555	3,042,562.350	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	60,000	5,197,200.000	
		BOSTON PROPERTIES INC	27,000	2,718,090.000	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	84,000	4,381,440.000	
		VORNADO REALTY TRUST	50,091	5,345,210.610	
		EQUITY RESIDENTIAL	310,289	15,505,141.330	
		VENTAS INC	129,500	5,173,525.000	
		ARCHSTONE-SMITH TRUST	130,000	7,005,700.000	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	205,000	6,683,000.000	
		CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	200,000	8,138,000.000	
		MAC-KALI REALTY CORP	230,000	12,035,900.000	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	243,038	11,828,659.460	
		DEVELOPERS DIV REALTY	75,069	4,119,786.720	
		EQUITY ONE INC	110,000	2,751,100.000	
		GLIMCHER REALTY TRUST	135,000	3,217,050.000	
		HEALTH CARE PPTYS INVEST	90,000	2,724,300.000	
		HOME PROPERTIES INC	95,022	5,391,548.280	
		HOSPITALITY PROPERTIES	175,000	8,071,000.000	
		HRPT PROPERTIES TRUST	460,000	5,326,800.000	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	350,000	16,632,000.000	
		MISSION WEST PROPERTIES	130,000	1,427,400.000	
		NATIONWIDE HEALTH PPTYS	71,575	1,845,203.500	
		PENN REAL ESTATE INVEST	95,683	3,959,362.540	
		PARKWAY PROPERTIES INC	31,585	1,496,181.450	
		TANGER FACTORY OUTLET CEN	82,295	2,892,669.250	
		EQUITY INNS INC 8.75% B	18,700	500,225.000	
		HEALTH CARE REIT 7.875% D	61,200	1,588,752.000	
		MILLS CORP/THE 8.75% E	3,600	76,320.000	
		COLONIAL PROPS 8.125% D	43,900	1,130,425.000	
		CBL&ASSOC PROP 7.75% C	28,700	738,451.000	
		COUSINS PROPERTY 7.75% A	51,800	1,333,850.000	
		DEVELOP DIV RLTY 7.375% H	24,200	617,584.000	
		NEW PLAN EXCEL 7.625% E	34,800	889,140.000	
		SL GREEN REALTY 7.625% C	50,700	1,283,217.000	
		DEVELOP DIV RLTY 8% G	22,600	574,718.000	
		DEVELOP DIV RLTY 7.5% I	44,100	1,139,544.000	
		LEXINGTON CORP 8.05% B	11,500	292,100.000	
		SL GREEN REALTY 7.875% D	48,900	1,244,994.000	
		APARTMENT INVEST 8% T	84,700	2,157,309.000	
		BRANDYWINE RLTY 7.375% D	21,700	547,057.000	
		BRANDYWINE RLTY 7.5% C	31,400	796,618.000	
		EQUITY OFFICE 7.75% G	21,800	553,720.000	
		HEALTH CARE PPTY 7.1% F	7,800	197,340.000	
		HOSPITALITY PROP 8.875% B	18,033	469,759.650	
		HRPT PROPERTIES 8.75% B	60,000	1,551,600.000	
		PUBLIC STORAGE 7.875% S	24,600	626,070.000	
		SAUL CENTERS INC 8% A	39,100	1,017,382.000	
		ALEXANDRIA RE EQ 8.375% C	8,100	214,245.000	
		INLAND REAL ESTATE CORP	515,678	8,214,750.540	

	STRATEGIC HOTELS&RESORTS	280,020	5,802,014.400	
	HEALTH CARE REIT 7.625% F	56,900	1,465,175.000	
	CORP OFFICE PROPS 8% G	32,200	843,640.000	
	CORP OFFICE PROPS 7.5% H	43,600	1,103,080.000	
	APARTMENT INVEST 8% V	22,500	574,650.000	
	PS BUSINESS PARK 7.6% L	32,500	838,500.000	
	ASHFORD HOSPITAL 8.55% A	24,100	620,093.000	
	U-STORE-IT TRUST	160,000	3,270,400.000	
	KILROY REALTY CORP 7.5% F	39,975	1,007,370.000	
	TAUBMAN CENTERS 8% G	7,000	183,750.000	
	CEDAR SHOPPING CENTERS	350,000	5,369,000.000	
	TANGER FACTORY 7.50% C	52,900	1,338,370.000	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	100,000	1,700,000.000	
	CBL&ASSOC PROP 7.375% D	41,190	1,044,166.500	
	COUSINS PROPERTY 7.5% B	42,300	1,062,153.000	
	APARTMENT INVEST 7.875% Y	43,200	1,097,280.000	
	ENTERTAINMENT PROP7.75% B	22,300	557,500.000	
	AMERICAN FINANCIAL REALTY	280,000	3,189,200.000	
	EDUCATION REALTY TRUST	77,100	1,088,652.000	
	DIGITAL REALTY 8.5% A	22,500	585,000.000	
	SUNSTONE HOTEL 8% A	59,000	1,512,760.000	
	COLONIAL PROPS 7.62% E	16,200	411,156.000	
	MILLS CORP/THE 7.875% G	3,000	60,690.000	
	HOST MARRIOTT 8.875% E	17,600	468,160.000	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY	200,045	3,280,738.000	
	TAUBMAN CENTERS 7.625% H	9,000	228,690.000	
	SPIRIT FINANCE CORP	600,009	6,726,100.890	
	DIGITAL REALTY 7.875% B	31,000	784,920.000	
	PS BUSINESS PARKS 7.2% M	40,200	1,023,090.000	
	REGENCY CENTERS 7.25% D	54,900	1,390,068.000	
	HIGHLAND HOSPITA 7.875% A	28,000	689,920.000	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST	200,000	2,620,000.000	
	LASALLE HOTEL 7.5000% D	32,300	804,270.000	
	LASALLE HOTEL 8% E	28,000	714,000.000	
	EQUITY INNS INC 8% C	24,000	624,000.000	
	PUBLIC STORAGE 7.0% G	10,900	277,405.000	
	HRPT PROPERTIES 7.125% C	43,000	1,078,010.000	
	STRATEGIC HOTEL 8.25% C	50,000	1,265,000.000	
	PUBLIC STORAGE INC I	100,100	2,597,595.000	
	PS BUSINESS PARK 7.375% O	51,700	1,320,935.000	
	CORP OFFICE PROPS J	12,700	330,200.000	
	PUBLIC STORAGE INC -K	42,200	1,073,568.000	
	FIRST IND REALTY 7.25% J	20,000	508,800.000	
	STRATEGIC HOTEL 8.25% B	33,900	864,450.000	
	DUKE REALTY CORP 6.95% M	37,600	955,040.000	
米ドル	小計	8,403,952	米ドル 239,013,561.470 (27,921,564,251)	
カナダドル	H&R REAL ESTATE INVSTMT-	270,000	カナダドル 6,058,800.000	
	DUNDEE REAL ESTATE INVEST	280,000	8,912,400.000	
	BOARDWALK REAL ESTATE INV	250,000	7,742,500.000	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA	580,000	10,486,400.000	
カナダドル	小計	1,380,000	カナダドル 33,200,100.000 (3,457,790,415)	
豪ドル	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN	7,550,440	豪ドル 17,668,029.600	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	2,437,381	3,473,267.920	

		DB REEF TRUST	4,450,044	7,120,070.400	
		GPT GROUP	4,146,700	18,826,018.000	
		ING INDUSTRIAL FUND	7,591,797	17,157,461.220	
		ING OFFICE FUND	1,600,000	2,456,000.000	
		INVESTA PROPERTY GROUP	3,680,900	8,650,115.000	
		MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU	8,036,356	15,469,985.300	
		MACQUARIE DDR TRUST	14,923,399	17,833,461.800	
		MIRVAC GROUP	2,576,800	11,724,440.000	
		STOCKLAND	1,444,071	10,469,514.750	
		WESTFIELD GROUP	1,725,000	31,688,250.000	
		MACQUARIE GOODMAN GROUP	545,839	3,433,327.310	
		RUBICON EUROPE TRUST GROU	5,100,000	5,253,000.000	
豪ドル	小計		65,808,727	豪ドル 171,222,941.300 (15,053,920,999)	
香港ドル		LINK REIT	2,800,900	香港ドル 44,758,382.000	
		CHAMPION REIT	12,000,000	47,280,000.000	
		FORTUNE REAL ESTATE INVES	13,950,000	83,700,000.000	
香港ドル	小計		28,750,900	香港ドル 175,738,382.000 (2,639,590,498)	
シンガポールドル		CAPITACOMMERCIAL TRUST	2,230,000	シンガポールドル 4,237,000.000	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV	7,000,400	14,490,828.000	
		CAPITAMALL TRUST	700,000	1,701,000.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	7,281,000	6,516,495.000	
シンガポールドル	小計		17,211,400	シンガポールドル 26,945,323.000 (2,001,768,046)	
ニュージーランドドル		ING PROPERTY TRUST	3,516,828	ニュージーランドドル 4,325,698.440	
		KIWI INCOME PROPERTY TRU	2,800,000	3,920,000.000	
		AMP NZ OFFICE TRUST	2,221,527	2,532,540.780	
ニュージーランドドル	小計		8,538,355	ニュージーランドドル 10,778,239.220 (801,254,304)	
ユーロ		WERELDHAVE NV	37,000	ユーロ 3,017,350.000	
		RODAMCO EUROPE NV	109,000	9,237,750.000	
		CORIO NV	176,000	8,993,600.000	
		VASTNED OFFICES/INDUSTRIA	225,000	5,843,250.000	
		VASTNED RETAIL NV	103,301	6,254,875.550	
		UNIBAIL	68,000	10,111,600.000	
		KLEPIERRE	40,000	4,288,000.000	
		BAIL INVESTISSEMENT FONCI	150,066	7,645,862.700	
		FONCIERE DES REGIONS	18,000	1,926,000.000	
		SILIC	778	78,189.000	
		MERCIALYS	132,000	3,115,200.000	
		BEFIMMO S. C. A	23,000	1,920,500.000	
		INTERVEST OFFICES	65,560	1,770,775.600	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	48,000	2,159,520.000	
ユーロ	小計		1,195,705	ユーロ 66,362,472.850 (9,813,682,485)	

投資証券	合計		61,689,570,998 [61,689,570,998]	
合計			61,689,570,998 [61,689,570,998]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 94 銘柄	—%	100%	45.3%
カナダドル	投資証券 4 銘柄	—%	100%	5.6%
豪ドル	投資証券 14 銘柄	—%	100%	24.4%
香港ドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	4.3%
シンガポール ドル	投資証券 4 銘柄	—%	100%	3.2%
ニュージーランド ドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	1.3%
ユーロ	投資証券 14 銘柄	—%	100%	15.9%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,756,633,792	1,186,350,286
コール・ローン		77,518,712	138,042,336
国債証券		29,042,341,543	61,789,066,102
未収入金		—	1,021,047,717
未収利息		229,598,239	922,699,116
前払費用		306,895,437	162,844,788
流動資産合計		31,412,987,723	65,220,050,345
資産合計		31,412,987,723	65,220,050,345
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	1,327,535
未払金		1,469,501,575	1,087,005,738
流動負債合計		1,469,501,575	1,088,333,273
負債合計		1,469,501,575	1,088,333,273
純資産の部			
元本等			
元本	※1	29,892,791,107	61,302,559,515
剰余金			
期末剰余金		50,695,041	2,829,157,557
剰余金合計		50,695,041	2,829,157,557
元本等合計		—	64,131,717,072
純資産合計		29,943,486,148	64,131,717,072
負債・純資産合計		31,412,987,723	65,220,050,345

注記表

平成17年11月18日から平成18年3月9日までについては「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成17年11月18日 至 平成18年3月9日	自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提示する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とす	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

	る計理処理を採用しております。	
--	-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,800,000,000 円	29,892,791,107 円
同期中における追加設定元本額	20,781,848,187 円	34,643,680,944 円
同期中における解約元本額	689,057,080 円	3,233,912,536 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	29,892,791,107 円	61,301,570,405 円
ダイワ・ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月分配型)	－円	989,110 円
計	29,892,791,107 円	61,302,559,515 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	――	61,302,559,515 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 18 年 3 月 9 日現在		平成 18 年 9 月 11 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	29,042,341,543	△414,981,425	61,789,066,102	△ 171,816,098
合 計	29,042,341,543	△414,981,425	61,789,066,102	△ 171,816,098

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成 17 年 11 月 18 日から平成 18 年 3 月 9 日まで、及び平成 18 年 3 月 10 日から平成 18 年 9 月 11 日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引状況に関する事項

区 分	自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成 18 年 3 月 9 日現在				平成 18 年 9 月 11 日現在			
	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買 建	—	—	—	—	99,736,855	—	98,409,320	△1,327,535
豪ドル	—	—	—	—	49,917,006	—	49,048,200	△868,806
英ポンド	—	—	—	—	37,346,280	—	37,037,900	△308,380
スウェーデン クローナ	—	—	—	—	12,473,569	—	12,323,220	△150,349
合 計	—	—	—	—	99,736,855	—	98,409,320	△1,327,535

(注) 1. 時価の算出方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
本報告書における開示対象ファンド の期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0017 円 (10, 017 円)	1. 0462 円 (10, 462 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		6.625% U.S. TREASURY NOTE 20070515	700,000.000	707,161.000	
		6.625% U.S. TREASURY NOTE 20070515	300,000.000	303,069.000	
		6.25% U.S. TREASURY NOTE 20070215	1,000,000.000	1,004,920.000	
		6.125% U.S. TREASURY NOTE 20070815	2,000,000.000	2,019,840.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,400,000.000	1,345,960.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20101015	1,600,000.000	1,573,488.000	
		4.375% U.S. TREASURY NOTE 20081115	1,000,000.000	991,950.000	
		4.375% U.S. TREASURY NOTE 20081115	1,000,000.000	991,950.000	
		4.375% U.S. TREASURY NOTE 20080131	3,200,000.000	3,177,728.000	
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,601,000.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,392,480.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,098,120.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,000,000.000	4,117,950.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,294,360.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	500,000.000	686,325.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,372,650.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,300,000.000	1,784,445.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,647,180.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,800,000.000	5,216,070.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,900,000.000	3,980,685.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,392,480.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,700,000.000	3,706,155.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	600,000.000	823,590.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	960,855.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	960,855.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,647,180.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,098,120.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	411,795.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,600,000.000	3,568,890.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,800,000.000	2,470,770.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	5,000,000.000	6,863,250.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,353,335.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	549,060.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,500,000.000	3,431,625.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,353,335.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,294,360.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,372,650.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,000,000.000	2,745,300.000	

	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,500,000.000	2,058,975.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,647,180.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	200,000.000	274,530.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	549,060.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,372,650.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,372,650.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,098,120.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	960,855.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	411,795.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,200,000.000	3,019,830.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,600,000.000	2,196,240.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,372,650.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,372,650.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	137,265.000	
	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	137,265.000	
	8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,511,125.000	
	7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	900,000.000	1,166,904.000	
	7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	800,000.000	1,037,248.000	
	8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,100,000.000	1,458,006.000	
	7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	1,000,000.000	1,290,000.000	
	7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,483,308.000	
	7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	1,100,000.000	1,426,557.000	
	7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	500,000.000	657,030.000	
	7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,000,000.000	1,314,060.000	
	7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,700,000.000	2,233,902.000	
	7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,200,000.000	1,576,872.000	
	6.875% U.S. TREASURY BOND 20250815	700,000.000	859,901.000	
	6.75% U.S. TREASURY BOND 20260815	900,000.000	1,097,856.000	
	6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	300,000.000	357,186.000	
	6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	3,100,000.000	3,690,922.000	
	6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	900,000.000	1,087,452.000	
	6.25% U.S. TREASURY BOND 20300515	2,400,000.000	2,828,616.000	
	5.375% U.S. TREASURY BOND 20310215	1,000,000.000	1,058,430.000	
米ドル	小計	米ドル 103,800,000.000 (12,125,916,000)	米ドル 135,428,026.000 (15,820,701,997)	
カナダドル		カナダドル	カナダドル	
	9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	1,000,000.000	1,190,150.000	
	9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	400,000.000	476,060.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,873,768.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,291,256.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,582,512.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	807,035.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	645,628.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,228,140.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	322,814.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,129,849.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,421,105.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,259,698.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,775,477.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,259,698.000	

	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	807,035.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	645,628.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,291,256.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,259,698.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,614,070.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	807,035.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,743,919.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	4,035,175.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,900,000.000	3,066,733.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	322,814.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,614,070.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,421,105.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	484,221.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	322,814.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	484,221.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	968,442.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	807,035.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	645,628.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	645,628.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	161,407.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	645,628.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	807,035.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	161,407.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	161,407.000	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,200,000.000	1,820,928.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	500,000.000	498,955.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	1,900,000.000	1,896,029.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	800,000.000	798,328.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	2,600,000.000	2,594,566.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	200,000.000	199,582.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	2,800,000.000	2,794,148.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	1,300,000.000	1,297,283.000	
	3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20061201	500,000.000	498,955.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	200,000.000	198,438.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	500,000.000	496,095.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	1,100,000.000	1,091,409.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	600,000.000	595,314.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	500,000.000	496,095.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	1,200,000.000	1,190,628.000	
	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	700,000.000	694,533.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	400,000.000	457,628.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	600,000.000	686,442.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,700,000.000	1,944,919.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,091,112.000	
カナダドル	小計	カナダドル 53,100,000.000 (5,530,365,000)	カナダドル 73,527,988.000 (7,657,939,950)	
豪ドル		豪ドル	豪ドル	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	3,400,000.000	3,535,830.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	300,000.000	311,985.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	500,000.000	519,975.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	10,300,000.000	10,711,485.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	400,000.000	415,980.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	500,000.000	519,975.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	1,000,000.000	1,039,950.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	900,000.000	935,955.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	900,000.000	935,955.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	1,000,000.000	1,039,950.000	
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	900,000.000	935,955.000	

	6. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	600,000.000	623,970.000
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	35,700,000.000	36,713,880.000
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	1,100,000.000	1,131,240.000
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	15,500,000.000	15,940,200.000
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	100,000.000	102,840.000
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	100,000.000	102,840.000
	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	200,000.000	205,680.000
	5. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	11,000,000.000	10,618,850.000
豪ドル	小計	豪ドル 84,400,000.000 (7,420,448,000)	豪ドル 86,342,495.000 (7,591,232,160)
英ポンド		英ポンド	英ポンド
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,000,000.000	2,725,800.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	545,160.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	681,450.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,180,640.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,771,770.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,500,000.000	2,044,350.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,635,480.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	545,160.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	408,870.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,090,320.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,635,480.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,090,320.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	681,450.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,908,060.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,908,060.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,200,000.000	2,998,380.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,180,640.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	408,870.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,908,060.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,180,640.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,771,770.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	408,870.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	136,290.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	408,870.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	545,160.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	600,000.000	817,740.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	545,160.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	545,160.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	136,290.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,635,480.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	700,000.000	954,030.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	681,450.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	545,160.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	136,290.000
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	136,290.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	400,000.000	503,040.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,753,000.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,238,850.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	550,600.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,300,000.000	1,789,450.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,376,500.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	550,600.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	825,900.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,340,050.000
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,376,500.000
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20090307	300,000.000	294,480.000

英ポンド 小計		英ポンド 39,300,000.000 (8,563,470,000)	英ポンド 53,531,940.000 (11,664,609,726)
デンマーク クローネ		デンマーク クローネ	デンマーク クローネ
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	2,400,000.000	3,303,600.000
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,500,000.000	2,064,750.000
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,900,000.000	2,615,350.000
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	4,100,000.000	4,541,160.000
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	1,000,000.000	1,107,600.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,200,000.000	1,291,200.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,398,800.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,076,000.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,398,800.000
デンマーク クローネ 小計		デンマーク クローネ 15,700,000.000 (311,174,000)	デンマーク クローネ 18,797,260.000 (372,561,693)
ノルウェー クローネ		ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,000,000.000	1,084,500.000
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,200,000.000	1,301,400.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,140,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,140,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,700,000.000	3,078,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,500,000.000	2,850,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	300,000.000	342,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,200,000.000	2,508,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,420,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,700,000.000	3,078,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,100,000.000	1,254,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	700,000.000	798,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,700,000.000	1,938,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,700,000.000	3,078,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,280,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,140,000.000
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,200,000.000	3,648,000.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	12,000,000.000	12,798,000.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,300,000.000	2,452,950.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	600,000.000	639,900.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,559,600.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,559,600.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	3,000,000.000	3,199,500.000
ノルウェー クローネ 小計		ノルウェー クローネ 52,700,000.000 (944,911,000)	ノルウェー クローネ 58,287,450.000 (1,045,093,979)
スウェーデン クローナ		スウェーデン クローナ	スウェーデン クローナ
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,199,980.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,199,980.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,319,978.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,900,000.000	2,279,962.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,500,000.000	5,399,910.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,300,000.000	2,759,954.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,200,000.000	3,839,936.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,700,000.000	3,239,946.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,319,978.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800,000.000	959,984.000

	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	2,039,966.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,599,940.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,100,000.000	2,519,958.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,319,978.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,400,000.000	4,079,932.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,399,860.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	10,400,000.000	12,479,792.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,400,000.000	10,079,832.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,400,000.000	1,679,972.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,400,000.000	8,879,852.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,200,000.000	9,839,836.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,900,000.000	8,279,862.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,439,976.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	839,986.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,559,974.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,559,974.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,400,000.000	2,879,952.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,399,960.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,599,940.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,559,974.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	599,990.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,200,000.000	2,639,956.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,399,960.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	119,998.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	119,998.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	599,990.000	
	5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,000,000.000	3,292,890.000	
	5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	1,000,000.000	1,097,630.000	
	5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,700,000.000	4,061,231.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,400,000.000	2,722,584.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,000,000.000	1,134,410.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,300,000.000	2,609,143.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,400,000.000	1,588,174.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	3,000,000.000	3,403,230.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	4,900,000.000	5,558,609.000	
スウェーデン 小計 クローナ		スウェーデン クローナ 121,900,000.000 (1,934,553,000)	スウェーデン クローナ 144,505,917.000 (2,293,308,903)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	200,000.000	284,520.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	900,000.000	1,280,340.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	600,000.000	853,560.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	800,000.000	1,138,080.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	3,100,000.000	4,410,060.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	400,000.000	569,040.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	995,820.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,200,000.000	1,707,120.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	800,000.000	1,138,080.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	200,000.000	284,520.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	995,820.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,500,000.000	2,133,900.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,500,000.000	3,556,500.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	500,000.000	711,300.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	995,820.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	500,000.000	711,300.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	300,000.000	426,780.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,200,000.000	1,707,120.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	995,820.000	

	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	100,000.000	142,260.000	
	7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	100,000.000	142,260.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	4,300,000.000	5,610,726.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	260,964.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,262,050.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,100,000.000	2,740,122.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	521,928.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,043,856.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,175,424.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,262,050.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,100,000.000	4,044,942.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,870,604.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	652,410.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	782,892.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	913,374.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,200,000.000	1,565,784.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,043,856.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	913,374.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,087,712.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	3,001,086.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,900,000.000	3,783,978.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	4,400,000.000	5,741,208.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	130,482.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	782,892.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,000,000.000	3,914,460.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,175,424.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	300,000.000	391,446.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	652,410.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,174,338.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	260,964.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,000,000.000	1,304,820.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	913,374.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,043,856.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	652,410.000	
	6. 25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,310,200.000	
	5% FINNISH GOVERNMENT BOND 20090425	300,000.000	310,152.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,500,000.000	3,211,850.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1,000,000.000	1,284,740.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	500,000.000	642,370.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1,400,000.000	1,798,636.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	500,000.000	642,370.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	3,200,000.000	4,111,168.000	
	6. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20130131	1,400,000.000	1,590,498.000	
	ユーロ 小計	ユーロ 78,300,000.000 (11,579,004,000)	ユーロ 103,757,220.000 (15,343,617,694)	
国債証券 合計		48,409,841,000 [48,409,841,000]	61,789,066,102 [61,789,066,102]	
合計		48,409,841,000 [48,409,841,000]	61,789,066,102 [61,789,066,102]	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 22 銘柄	—%	100.0%	25.6%

カナダドル	国債証券	7 銘柄	—%	100.0%	12.4%
豪ドル	国債証券	3 銘柄	—%	100.0%	12.3%
英ポンド	国債証券	4 銘柄	—%	100.0%	18.9%
デンマーククローネ	国債証券	3 銘柄	—%	100.0%	0.6%
ノルウェークローネ	国債証券	3 銘柄	—%	100.0%	1.7%
スウェーデンクローナ	国債証券	3 銘柄	—%	100.0%	3.7%
ユーロ	国債証券	6 銘柄	—%	100.0%	24.8%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成18年10月31日

I 資産総額	253,847,803,287 円
II 負債総額	206,935,034 円
III 純資産総額 (I - II)	253,640,868,253 円
IV 発行済数量	249,113,459,518 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0182 円

(参考) 世界好配当株マザーファンド 純資産額計算書

平成18年10月31日

I 資産総額	85,343,198,317 円
II 負債総額	1,604,117,702 円
III 純資産総額 (I - II)	83,739,080,615 円
IV 発行済数量	69,839,828,390 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.1990 円

(参考) 世界REITマザーファンド 純資産額計算書

平成18年10月31日

I 資産総額	97,503,682,871 円
II 負債総額	2,458,630,012 円
III 純資産総額 (I - II)	95,045,052,859 円
IV 発行済数量	75,596,107,796 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.2573 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド 純資産額計算書

平成18年10月31日

I 資産総額	98,023,289,779 円
II 負債総額	2,526,789,317 円
III 純資産総額 (I - II)	95,496,500,462 円
IV 発行済数量	89,170,697,972 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0709 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	63,846,296,834	243,137,623
第2 特定期間	108,337,280,749	4,819,610,283

(注) 当初申込期間中の設定数量は 29,455,311,324 口です。